

日本弁護士連合会第70回定期総会報告

2019年6月14日（金）於・弁護士会館2階講堂「クレオ」

日本弁護士連合会第70回定期総会は、2019年6月14日（金）午後0時30分から、弁護士会館2階講堂「クレオ」において開催された。

出席者は、午後1時の時点で、出席弁護士会51会、出席弁護士数のうち本人出席が530名、代理出席が9,197名の合計9,778名であり、外国法事務弁護士の出席は0名であった。

総会は、菰田優事務総長の司会で午後0時30分から始められた。

菊地裕太郎会長が開会を宣言し、次のとおり挨拶した。

私どもは15名の新副会長を迎え、私と菰田総長は2年目を迎えた。昨年度に引き続き、よろしく願いたい。

なお、今回は感謝・表彰式を執り行わない。お手元に被感謝者・被表彰者芳名簿をお配りしたので、是非御覧いただきたい。対象になられた先生方の長年の御功績、御尽力に深く感謝申し上げ、敬意を表する。

今年度の会務執行方針は、ホームページ等で公表しているので御覧いただきたい。本日は、重要な取組について何点かお話をさせていただきたい。一つは、民事司法改革である。昨年の政府の骨太方針で、民事司法改革を政府を挙げて推進するとうたわれ、この4月に内閣官房の下に、関係府省庁連絡会議、そしてその下に幹事会ができた。ここでどのようなテーマが議論されるかということは協議中であるが、おおむね国際展開、知財訴訟の活性化、法テラスを含む司法の充実、裁判のIT化その他のテーマが協議されることとなっている。

国際展開については、本日宣言があるので、詳しくはそちらの方にお願いたい。国際展開は、正にこれからの弁護士の業務の可能性を拡大するものだと考えている。是非この機会をとらえて国際展開に羽ばたいていただきたい。

いろいろな仕組み、仕掛けを用意している。是非国際的な視野に立って、参加いただきたい。殊に中小企業の海外展開、インバウンド、アウトバウンドも含めて、この運動を推進していきたいと考えている。

インバウンドについては、外国人労働者の司法アクセスをどうするかということが議論されている。ワンストップセンターにどのように司法アクセスポイントをつなげるのかということも一つの課題になっている。多くの先生方に各弁護士会において御協力をいただかないと、この事業、課題は克服できないと考えているので、英知を集めていろいろな仕組みを考えていただきたい。

裁判のIT化については、昨年来各弁護士会からいろいろ御懸念をお寄せいただいている。現在、来年の2月から本格的に始まると言われている争点整理等のウェブ会議のトラ

イアルが進んでいる。いろいろな試行錯誤の中で、特に機器の問題等も含めて、問題点が抽出されている。

一方では、民事訴訟法の改正につながる理論的な面も研究が進んでいる。いろいろと議論が錯綜しており、なかなか全体像が示されていない状況にあるが、随時、理事会等で御報告をして認識を共有していきたいと考えており、また、御懸念を寄せられたものについて、それがどのように克服されるのかも注意深く意見を言いながら進めてまいりたい。

殊にIT弱者と言われていた本人訴訟、これをどのようにサポートするかということが大きな課題になりつつある。日弁連と弁護士会も、本人訴訟への対応のサポート体制について先生方の英知を集めて、何らかの体制整備をしていきたいと考えている。

この民事司法改革については、実体法、訴訟法よりももう少し広い概念をもって進めていきたいと思っている。特に少子高齢化に向けての子どもの人権、子どもの問題、それから成年後見を含めての高齢者の問題、これら家事全般については、民事司法改革と並行して、又は来年の3月に一応の取りまとめを行うと言われていたので、その次にも是非つなげるような形で協議を行おうと思っている。

法科大学院改革については、学部と大学院を連携して3+2に短縮することと、大学院在学中に司法試験を行うというギャップタム解消、これが法改正されようとしている。法曹三者、法科大学院協会、文科省等、会議体をつくって受験時期をどうするのか、試験科目、出題形式、問題傾向、採点方法等々細かいことまでいろいろと議論をできればと考えている。

グローバル化・国際化は、民事司法だけではなくて、人権の問題でもある。我が国の人権状況は国際水準に追いついていないということを、私どもは少なくとも認識している。

今年の人権擁護大会で、長年の我々の主張である個人通報制度、政府から独立した人権の第三者機関の創設を再び訴えていきたい。これだけ再審開始決定が相次いでいる中、再審法の改正も4者協議をしている。なかなか困難な道ではあるが、なお一層力を入れて取り組んでいきたい。

長期勾留による弁護士立会いのない取調べ、この刑事司法の後進性についても、何らかの打開の道を探る良い機会だと考えているので、是非先生方も一緒にこの問題に取り組んでいただきたい。

来年4月の国連京都のコンGRESに向けて準備をしている最中であり、サイドイベントもいろいろ仕掛けようとしている。是非コンGRESに向けて、刑事、司法アクセス、法の支配等についてアピールしていきたい。

少年法の適用年齢引下げについて、これも後ほど決議をいただく。詳しくはそのとき説明があると思うが、土俵際まで追い込まれているところから押し返してきたという感触がある。これも子どもの権利委員会等の先生方を中心に、本当に御努力をいただいている。しかし、まだまだ土俵中央まで押し返したわけではないので、更に力を入れてこの問題に取り組んでいきたい。

憲法改正についても、後ほど特別報告があるので、そこに譲るが、各弁護士会でいろいろな憲法関連のシンポジウムを行っていただいております、誠に力強い限りである。見通しが立たない政治情勢であるので、慎重に間合いを取りながら、準備を怠らないで対応してい

きたい。

今年のF A T Fの年次報告は6月が締切りである。昨年、多くの先生方の御協力をいただき、良い結果をいただいた。しかし、今年はそれを更に上回らなければいけないというのが、我々のミッションである。是非F A T Fの年次報告の提出をお願いしたい。

その他、いろいろな課題があるが、今年は昨年の基本方針に従って実践をしていく、チャレンジをしていく、獲得していくという課題が多い。

いずれにしても、先生方の御協力がなければ何一つ動かない。公費による活動領域、職域の拡大ということも目指している。例えば、法テラスの難民申請の委託事業を本格事業化できないかということも議論しているし、在留資格のない外国人の司法アクセスについては、法テラスの対象外になっているので、これを取り込めないのか、給付制を原則とできないのかというようなことも併せて、しっかりやっていきたい。

司法のデジタル化とか、グローバル化とか、いろいろなワードが飛び交っているが、正にそういう時代の境目にある。A Iの問題もある。そして民法改正の施行が迫っている。相続法、独禁法、特許法いろいろな改正も相次いでおり、新しい司法の世界に向かっていく。これを間違いのないような形で進めていくようにしなければいけないというのが、私どものミッションであるので、是非日弁連の会務に御協力いただければと切に願って、私の挨拶とする。

ただいまから日本弁護士連合会第70回定期総会を開会する。開会に当たり、定足数の充足を確認する。会則第40条の2によれば、総会は代理人によって議決権を行使する者を含め、5,000個以上の議決権を有する弁護士会又は弁護士である会員の出席がなければ議事を開き、議決をすることができないとされている。

午後0時30分現在、本人出席395名、代理出席7,693名、会出席47名、合計して8,135名が受付を済まされているので、定足数を満たしていると認め、開会を宣言する。

なお、その後の増加を含めた出席者数は、受付において集計ができ次第、後ほど議長団から御報告いただく。

続いて正副議長の選任手続がなされ、菊地会長が選任方法について議場に諮ったところ、中村仁志会員（第二東京）から、選挙によらず、会長が指名する方法で選出されたいとの動議が提出された。他に意見がなかったため、菊地会長が動議を議場に諮ったところ、賛成多数で可決された。

動議可決を受けて、菊地会長は、議長として伊藤茂昭会員（東京）、副議長として田邊護会員（山梨県）及び巻淵真理子会員（第一東京）をそれぞれ指名し、正副議長から挨拶がなされた。

議事規程第5条に基づき、菊地会長から議案が提出された。

議長は、議事録署名者として、永島賢也会員（東京）、野田聖子会員（第一東京）及び水上洋会員（第二東京）の3名を指名した。

議長は、議事に入る旨を宣した。

副議長は、議事に入る前に、発言や採決に際しての注意事項を述べ、本総会の議案については外国法事務弁護士には議決権がない旨を説明し、第1号議案から第3号議案までの決算及び予算の議案のうち直接外国法事務弁護士に関する事項に関しては意見を述べる事ができる旨を説明した。また、本総会の議事が会則第54条第1項により公開されている旨及び傍聴者は傍聴席にて傍聴されたい旨を述べた。

【報告事項】 平成30年度会務報告の件

議長は、報告事項「平成30年度会務報告の件」を議題に供した。

篠塚力副会長から、「平成30年度会務報告書」に基づき、次のとおり報告がなされた。

平成30年度の会務報告をする。時間が限られているため、本日の各議案のテーマとなる課題についてはそちらに譲り、私からは数点に絞って御報告申し上げる。

各課題の報告については、平成30年度の会務報告書を会員専用サイトに掲載しているので、適宜参照されたい。なお、会務報告書を希望される会員は、受付で申し出てお受け取りいただきたい。

民事司法改革への取組については、平成30年6月、政府のいわゆる骨太方針に、司法制度改革推進法の理念に則り総合法律支援など利用しやすく頼りがいのある司法の確保、法教育の推進などを含む民事司法制度改革を政府を挙げて推進するという一文が記載された。

これを受けて、本年4月、内閣官房に民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議が設置され、日弁連も最高裁と共にオブザーバーとして参加している。会長の御報告にもあったが、日弁連としては、有識者からの意見聴取等を踏まえて、この連絡会議で取り上げ、立案すべき改革課題について適宜意見を述べていくとともに、連絡会議との連携、協力の下に速やかな民事司法改革の実現を目指していく所存である。

法曹養成制度改革への取組について、平成30年度は、法科大学院の集中改革期間の最終年度であった。そして現在、法学部と法科大学院との連携を進め、早期卒業等の活用によって学部3年で法科大学院に入学できる、いわゆる法曹コースの設置とともに、法科大学院在学中の司法試験受験を認める制度変更等に関する法案が国会で審議中である。

日弁連としては、法案の成立の行方を見守りつつ、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成という制度理念を損なわないように、関係委員会とも連携しつつ、今後設けられる予定の会議体等において、関係省庁との協議を尽くす所存である。

法曹志望者増加のための取組についても、全国各地で積極的な活動をしていただい

おり、本年度の法科大学院入学者数も昨年に比して増加しており、回復の兆しも見られる。今後も各地での取組を期待しつつ、日弁連としても補助金の支出や広報など可能な限りの協力を行っていく。

弁護士自治に関わる諸問題の取組として、本年秋に予定されているF A T F第4次対日相互審査への対応について。各会員から初回の年次報告を提出していただいた。会員及び弁護士会には多大な労力と協力をいただき、改めて感謝申し上げます。

現在、第2回の年次報告の提出期間中であり、6月末が期限となっている。会員の皆様におかれては、引き続き格別の御理解と御協力をお願いする。なお、来る相互審査では、これまでの年次報告の結果と併せて各会員の履行状況が改善していることや、弁護士会の措置に実効性があることを示し、弁護士が本人特定事項の確認及び記録保存等について自主的に定めた義務を順守しており、弁護士会が十分な監督体制を有していることを説明していく予定である。

日本弁護士連合会男女共同参画施策基本大綱に基づく男女共同参画に向けた取組について、本年度は、第三次日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画の2年目となる。なお、基本計画は受付で配布した封筒に入っているもので、適宜御覧いただきたい。

各取組のうち、政策方針決定過程への女性会員の参画については、政府目標であるいわゆる202030（ニイマル・ニイマル・サンマル）、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30%とする目標が来年に迫っている。

日弁連では、平成30年度から女性副会長クォータ制を導入した。実施初年度であった昨年度は、3名の女性副会長が就任し、基本計画が目標数値に掲げる20%を達成したが、今年度は目標数値を下回るなど、引き続き推移を見守っていく必要がある。

昨年度は、更に日弁連理事及び弁連理事長等の連名による日弁連理事における女性割合増加の方策に関する要請書の提出も受けたところであり、本件に関する具体的な方策の検討にも着手している。

育児期間中の会費等の免除制度については、昨年度は1,062件の申請があった。本年3月の臨時総会では、育児期間中の会費免除期間を6か月から12か月以内に延長する変更が承認され、その施行は本年10月1日からとなっている。各会におかれては、引き続き弁護士の男女共同参画に御協力いただくようお願い申し上げます。

取調べに対する立会権や再審における証拠開示の取組については、時間の関係があるため割愛する。

全国各地の日弁連の取組をお支えいただいた会員の皆様には、改めて御礼を申し上げますとともに、引き続き本年度執行部の活動に御協力を賜りたくお願い申し上げます、会務報告とする。

議長は、平成30年度会務報告に関する質疑については、議案の審議の最後に一括して行う旨を宣した。

【第1号議案】 平成30年度（一般会計・特別会計）決算報告承認の件

議長は、第1号議案「平成30年度（一般会計・特別会計）決算報告承認の件」を議題に供し、若林茂雄平成30年度経理委員長から、次のとおり議案の趣旨説明がなされた。

平成30年度決算について、その概要を100万円の単位で御説明申し上げる。

一般会計については、平成30年度の収支は、3億700万円の黒字になった。4億3,000万円の赤字予算に対し、3億700万円の黒字決算となった。この黒字3億700万円は、収入57億3,900万円に対し、支出54億3,200万円であったことによるものである。

収入については、予算57億2,500万円に対し、決算57億3,900万円であり、予算対比1,400万円の収入増となった。これは、会費収入が収入全体の約95%を占めており、予算対比2,800万円の収入増となったことなどによるものである。

なお、会費未収金6億4,000万円とあるが、弁護士会から日弁連への送金未着金であり、滞納会費ではない。

平成30年度事業活動支出は、予算59億9,700万円に対して、決算54億2,600万円であり、5億7,000万円の予算残となった。事業活動支出の内訳は、会議費、委員会費、事業費、事務費、他会計への繰入れである。

会議費は、予算2億7,400万円に対し、決算2億2,800万円、4,600万円の予算残となった。委員会費全体では、予算10億9,000万円に対し、決算9億5,300万円であり、1億3,600万円の予算残となった。

委員会費の詳細について説明する。常置委員会は、予算1億3,900万円に対し、決算1億2,100万円で、1,700万円の予算残となった。

特別委員会費は、予算9億3,000万円に対し、決算8億3,200万円で、9,800万円の予算残となった。

なお、13の特別委員会で予算を超過する支出となった。支出超過の主な理由は、会議出席率の高さ、臨時の会議開催などにより、旅費の支出がかさんだことによる。

予算超過支出分については、昨年5月の定期総会で御承認いただいた委員会費内の科目内流用で対処した。事業費は、予算11億6,800万円に対し、決算9億5,300万円であり、2億1,500万円の予算残となった。他方、四つの支出について、合計900万円弱の予算超過支出となり、先ほどの委員会支出同様科目内流用で対処した。

事務費支出は、会長、副会長報酬、弁護士職員報酬、職員の給与手当など事業活動費支出の約44%であり最大の支出割合を占めている。事務費は、予算25億6,400万円に対し、決算23億9,000万円であり、1億7,400万円の予算残となった。

他会計への繰入支出について。予算8億9,900万円に対し、決算9億円であり、100万円強の予算超過支出となった。これは、会館特別会計の繰入額は会員1名当たり月額800円で計算されるどころ、会員数が予算策定時の想定よりも多かったためである。

以上の合計で、平成30年度事業活動支出合計は、54億2,600万円となる。これに財務活動支出、約500万円を加え、平成30年度の支出合計は54億3,200

万円となった。

そして、平成30年度収支差額3億700万円に、前期繰越収支差額44億400万円を加えた47億1,100万円が次期繰越収支差額となる。

特別会計について、退職手当積立金特別会計は、一般会計から2億円の繰入れを行った。他方、退職金支出は1億100万円であった。

会館特別会計について、収入は、3億6,200万円を一般会計から繰り入れている。その他テナントからの収入などが2,400万円、合計3億8,800万円である。支出は、敷地使用料2,400万円、大規模改修工事費7,200万円、維持管理費8,600万円など全体で5億4,800万円となり、収支差額1億5,900万円の赤字となったが、前期からの繰越収支差額48億7,500万円を加え、次期への繰越収支差額が47億1,500万円となった。

災害復興支援基金特別会計について、収入は、寄附金収入1,200万円などである。この寄附金は、平成30年度豪雨災害義援金募集に係るものである。支出は、被災地弁護士会への補助金など事業活動支出2,000万円等で差し引き750万円の赤字となったが、前期からの繰越収支差額8,500万円を加え、次期への繰越差額が7,800万円となった。

法律援助基金会計。同会計は、日本司法支援センターに対する委託業務に関する収支を管理する特別会計で、収入は、月額900円の特別会費収入4億800万円、贖罪寄付等の寄附金収入が7,100万円、一般会計からの繰入れ1億1,000万円など合計5億9,000万円、これに対し支出が法律援助委託事業費などの委託事業費その他の支出で合計で5億9,400万円、400万円の赤字となったが、前期繰越収支差額9億1,000万円を加え、次期への繰越収支差額9億500万円となった。

少年・刑事財政基金会計であるが、収入は特別会費収入として9億6,500万円、支出は初回接見費1億2,700万円、刑事被疑者弁護援助委託事業費2億9,100万円などの合計6億5,100万円、その結果、3億1,300万円の黒字となった。

日弁連ひまわり基金会計については、事業活動収入は、2億3,100万円、これは会員1名当たり月額500円合計2億2,300万円の一般会計からの繰入れなどによる。事業活動支出は、公設事務所維持費6,800万円、法律相談センター維持費1億400万円などの事業支出、合計2億800万円である。この収支の黒字2,200万円に加えて弁護士の独立開業支援に係る収支の黒字3,800万円があるため、特別会計全体としては、6,000万円の黒字となった。

以上、平成30年度一般会計・特別会計の概要について御説明申し上げた。

続いて、議長は、平成30年度監事に監査報告を求め、中嶋公雄平成30年度監事から、監査した結果、平成30年度に係る財務諸表、すなわち貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録及びキャッシュフロー計算書並びに収支計算書は、いずれも資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を適正に表示しているものと認めた旨の監査報告がなされた。

議長から、質疑及び討論を一括する旨の提案がなされ、議場において異議なく承認されたことから、議長は、質疑及び討論を一括して行う旨を宣した。

米田龍玄会員（東京） 「死刑廃止実現本部の決算を見ると、今年は予算をオーバーして、2,575万円を使ったとのことであるが、何に使ったのか。飲食費はここに含まれているのか。

死刑廃止実現本部では全国キャラバンを行っているとのことであるが、キャラバンの目的は何か。何を実現しようとしているのか。全国キャラバンは、平成30年度、何か所で行い、参加者は何名だったか。

死刑廃止実現本部では、元国会議員を顧問に迎えているとのことであるが、それほどなたで、またその方に顧問料又は何らかの金銭を支払っているのか。

死刑制度を廃止するために国会議員や政府へどのような働き掛けを行っているのか。」

齋藤和紀副会長 「2018年度の決算で、死刑廃止実現本部の予算が2,500万円に対して、決算が2,575万円ということで、予算を75万円オーバーしているが、これは会議の旅費が約30万円当初予算よりもオーバーしたためである。また、出張旅費も約137万円オーバーした。死刑廃止実現本部は全国から会員の皆さんが委員として参加しておられる。したがって、活動が活発になるにつれ委員の旅費がどうしてもオーバーする。

ただ、予算をオーバーする見込みになったときは、テレビ会議等を利用して東京まで来ず、地元で会議に参加していただくという方法も採った。

飲食費は含まれていない。ただ、運営会議が、午前中から午後4時、5時まで行うため、12時から13時までの約1時間昼食の時間を取り、そのときに弁当を提供している。これはどの委員会でも行っていると思われる。

全国キャラバンについて、2018年度は、38弁護士会に死刑廃止実現本部の委員が行って勉強会を行い、また、死刑制度の廃止に向けた活動を要請するなどを行った。参加者は把握していない。

元国会議員3名に顧問をしていただいているが、いずれも日弁連の会員である。顧問に対し顧問料は一銭も支払っていない。ボランティアとして死刑廃止実現本部の活動に御協力いただいている。

死刑制度の廃止について、昨年12月に死刑の今後の在り方について考える議員連盟ができたが、今年5月29日にその議員連盟の勉強会に呼ばれたので、そこで日弁連の取組について報告した。

6月4日には、衆議院議員会館で院内学習会を行った。そこにも議員に御出席いただいた。昨日も議員連盟の代表の方とお会いして、日弁連の取組についてもっと理解していただくための懇談会をさせていただいた。」

武内更一会員（東京） 「本決算の承認議案について、反対の意見を述べる。決算承

認議案は、昨年度の執行部の執務の在り方についての評価、これを述べる場だと考えている。

改憲問題に対する取組について、自民党は、昨年3月に改憲4項目を明示し、党を挙げて実現すると言明した。重大な問題は9条の2である。9条1項、2項にかかわらず自衛の措置をとることができる、そして実力組織として自衛隊を憲法に書くとしている。9条1項、2項にかかわらずと述べている。必要な自衛の措置と言っている。必要だと言えどこまででも拡大できるということである。実力組織を設けると言っている。これは戦争をする体制が採れるという条文である。

これに対して、日弁連はこの間、問題点を指摘する、あるいは国民に熟議を求める、といったことについて非常に曖昧な態度に終始していた。さらに昨年の総会では、改憲手続上の問題だけ議論をしていた。どんどん後退している。率直に考えて憲法が壊される危険がある。前文で宣言しているように、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにするということを私たちは決意したのではないか。それがもう目の前に来ている。熟議とか言っている場合ではない。手続とか言っている場合ではない。

彼らは、国民投票法を発議すれば、大宣伝をし、テレビも使い、そして多数票をかつさらっていくであろう。国民投票で迎え撃つなどという話は全く絵空事である。今こそ日弁連は、これは憲法を壊すんだと、戦争をするんだということをはっきり言わなければいけないのではないか。

私は、高校生の頃に憲法を読んで、ここに平和の処方箋が書いてあると思った。絶対戦争をしないんだと。その政府が、そのような行為をしてきたということを明言しているし、それをさせないということを宣言している。大変立派な憲法だと思った。正にこれを守らなければいけないと思った。そのために弁護士になったようなところもある。今そのときが来てしまっている。今こそ行動しなければいけないにもかかわらず、今日、この後の宣言・決議案を見たが、驚いた。改憲について何も語っていない。放置して、国民投票にかけるのであろうか。

今度の参議院選挙で自民党は公約にするとまで言っている。このようなことは今まであったか。これは、絶対許さないということを法律家の立場として、人権擁護を使命とする団体として、今言わなければいつ言うのか。それが、この間、昨年度の活動の中に全然見えてこない。どんどん後退している。

その結果が、今日の総会の宣言・決議案になっていると考える。このような執行部、日弁連でいいのか。私は、昨年1、2月の日弁連会長選挙で菊地会長候補と対決した。彼は憲法の問題については、慎重に言うだけだと今日も述べていた。さらに、間合いを考えるなどと言っている。誰との間合いを考えるのか。そんな日弁連であっていいのか。そんな日弁連で憲法を守れるのか。それが言いたいことである。

もう一つ反対の理由がある。貸与金制度、修習貸与金を借りざるを得なかった人たちが好きで借りたのではないことは分かっている。借りざるを得ないように持ち込まれてしまった。そして日弁連はそれを、給付制を獲得するためと称して、取引したとしか思えない、最高裁とは対決しないということを当時の菊地会長候補は明言した。そして、私たちが提起した総会発議、最高裁に貸与金返還撤回を迫れという総会決議案、これを

潰すためにわざわざ対案を出して国会等で活動する。最高裁は対象外という宣言案を用意して、委任状で通したわけである。

しかし、その決議に基づいて菊地執行部は何をしたかといえば、何もしない。単に会のお金を1回ばらまくだけの話である。

そして、正にその宣言どおり、菊地執行部は何もしなかったことが今年3月の臨時総会でも述べられた。院内集会を当該世代の人たちがやっても、菊地会長は出てこない。なぜ出てきてくれないのかと聞いたら、実現可能性がないからだ、と明言した。

実現可能性がない、そういう提案を昨年の総会で発議案を潰すためにぶつけたとしか思えない。それ以前からの最高裁との談合、密約があったのだろう。そのような執行部であっては、貸与金問題は解消されない。日弁連一丸となって絶対的不公平な制度だということを訴え、日弁連一丸となって、最高裁とぶつからなければ何も解決しない。貸与金の返還請求を撤回するのは簡単である。撤回すればいい。予算をどこから持ってくる必要がない。

だから、それは日弁連が本気で取り組めば実現できる。菊地会長にはその気はないことがこの1年で分かった。その結果が今の状態である。

私はこの決算議案として、昨年度の執行部の姿勢の在り方そのものについて異議を唱える。承認は致しかねる。」

議長は、他に質疑及び討論を希望する者がいないことを確認し、質疑及び討論を終了して採決に入る旨を宣した。挙手による採決の結果、第1号議案は賛成多数により可決された。

【第2号議案】 令和元年度（一般会計・特別会計）予算議決の件

【第3号議案】 令和2年度（一般会計・特別会計）4～6月分暫定予算議決の件

議長は、第2号議案「令和元年度（一般会計・特別会計）予算議決の件」及び第3号議案「令和2年度（一般会計・特別会計）4～6月分暫定予算議決の件」を一括して議題に供する旨提案し、議場において異議なく承認されたことから、一括して議題に供し、審議は一括して行うが、採決は個別に行うことを宣した。

佐藤順哉副会長から、次のとおり趣旨説明がなされた。

第2号議案の令和元年度（一般会計・特別会計）予算案と第3号議案の令和2年度（一般会計・特別会計）4～6月分暫定予算案について御説明申し上げる。

令和元年度の一般会計の予算規模について、収入面においては、令和元年度は、58億5,010万円を計上している。平成30年度決算との比較では、1億1,051万円の収入増を見込んでいる。

支出面について、会議費2億7,990万円、委員会費10億8,565万円、事業費

11億5,748万円、事務費25億9,032万円、他会計への繰入支出28億7,420万円としている。他会計の繰入れ支出のうち20億円については、本年3月1日の臨時総会において、いわゆる谷間世代の会員に対する給付金の支給が承認されたことから、給付金に充てるために日弁連重要課題特別会計に繰り入れるものである。

このほか予備費1億円などを計上し、支出全体としては81億355万円とした。その結果、単年度収支では22億5,345万円の赤字となったが、谷間世代の給付金として特別会計に繰り入れる20億円を除くと、2億5,345万円の赤字予算となる。

予算編成に当たり特に配慮した項目について、日弁連の収入の大半を占める会費収入については55億8,920万円を計上し、登録料は、司法修習終了後に登録する会員の登録料を中心に4,373万円とした。事業収入及び雑収入については、過去5年の決算額などを基に計上した。

以上により、令和元年度の一般会計の収入として、58億5,010万円とした。

一般会計の支出について、会費関係であるが、日弁連の迅速、適切な会内合意の形成、情報伝達が会の内外から要請されている実情があるため、理事会については、従前同様月1回、2日にわたり開催することを前提としている。

緊急の課題に迅速に対処するためのワーキンググループ等の活動の諸費用に充てるための経費を役員協議会関係費として計上している。委員会費については、様々な分野での委員会活動が日弁連の活力の源泉であるという認識の下、過去5年間の予決算を踏まえて事業計画を検討し、予算を配分している。

事業費関係について、本年度も、弁護士会に対する支援については特に配慮した。平成27年度以降、弁護士会支援費として弁護士会に対して100万円を上限に援助を行ってきたが、本年度も同様に支給するための予算を計上した。

弁護士会シンポジウム等開催補助金支出については、昨年度から800万円増額して5,800万円を計上し、十分な補助ができるようにした。このほか小規模弁護士会助成費支出に5,400万円、弁護実務修習援助費支出に1,350万円を計上している。

近年、広報活動の取組を強化しているが、今年度は、広報宣伝費支出を昨年度比500万円増額の1億1,500万円とした。平成27年度から女優を起用した広報を開始したが、戦略的な広報活動を全国で継続的に実施できるようにした。また、「ひまわりお悩み110番」・「ひまわり相談ネット」の運営費支出に2,900万円などを計上している。

依頼者見舞金については、年度における支給額の上限は、1億円を超えない額を目安に理事会が定めることとなっているが、本年4月の理事会で、今年度の上限は1億円と定められたため、弔慰金・見舞金支出に1億円計上している。この中に含まれているということである。

なお、依頼者見舞金の支給の申請がなされた場合の調査等に要する費用は、依頼者見舞金制度運営費支出というところに300万円計上している。

今年度の大規模行事としては、弁護士業務改革シンポジウム及び人権擁護大会があるため、それぞれ必要経費を計上している。

事務費関係であるが、会長報酬については、退職慰労金を含めて計上している。

特別会計のうち主なものについて、会館特別会計は毎月の一般会費から月額800円の

繰入れが主な収入である。

支出面については、弁護士会館の維持管理に係る費用、20年目大規模修繕に係る費用のほか、各種ITシステムの維持改修費用などを計上している。なお、長期性預金預入支出との科目を新設し、16億円を計上している。これは、現在は流動資産となっているところ、監査法人から固定資産に計上する必要があるとの指摘を受けたため、この振替のために計上した。ただし、会計上の処理のためであるので、実際に外部への支出があるわけではない。同様の理由により振り替えた保険事務特別会計にも長期性預金預入支出で1億円支出している。また、日弁連ひまわり基金会計も3億円の支出を計上している。これも同様の会計処理であるため、外部への支出はない。

法律援助基金会計については、特別会費として月額900円を徴収している。法テラスに委託している各法律援助事業の委託経費については事業ごとに件数に単価を乗じて算出しており、少年・刑事、難民を含めた合計で約11億9,849万円となっている。

少年・刑事財政基金会計は、特別会費で月額1900円を徴収している。令和元年度の法テラスへの委託経費約11億9,849万円、先ほど述べたうち少年・刑事が5億2,656万円を占めている。

日弁連ひまわり基金会計は、昨年までは、会員1人当たり月額500円を一般会計から繰り入れていたが、一般会計の支出を抑えるためにこの方式を取りやめ、昨年度は2億数千万円だったが、今年度は定額2億円の繰入れに変更した。

主な支出としては、法律相談センター維持費に1億1,400万円、公設事務所維持費に1億1,910万円を計上している。以上が令和元年度予算である。

暫定予算案について、令和2年度一般会計及び特別会計の4月～6月分、これは定期総会が延びたことにより、来年度は3か月分となるが、暫定予算案については便宜上令和元年度予算案の3/12に相当する金額を予算案として計上している。

同一大科目内の流用について、会計規則第6条によれば、定期総会において予算の議決を得るときは予算の大科目内の科目の流用について承認を得ることができると定められているため、第2号議案及び第3号議案についても併せて御承認をいただきたい。

以上の通り、令和元年度予算案は限られた資金の中で、日弁連の諸課題に迅速・適切に対処し得るよう可能な限りの予算措置を講じた。執行部としては、課せられた使命を着実に果たしていけるよう会務運営に当たりたいと考えているので、会員各位の格別の御理解、御協力をお願い申し上げます。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

芦田一憲会員（東京） 「最初に執行部の方にお礼を申し上げたい。ここ数年総会の場で、次年度の総会の会場をクレオでやるよという発言や修正動議を出してきたが、今回ようやくクレオで開催していただいだけ、また来年も東京開催ということで、こういった発言を機に開催地を考慮いただき、ありがたい。

その関係で、総会の運営方法について伺いたい。2017年3月の臨時総会で、当時の東京弁護士会の小林元治会長が委任状を無断で書き換えたことを契機にして、代理人選任

届の様式が変わり、今は賛否を○×を付けて出せるようになった。書面議決やネットでの投票をできるようにすれば出席しない会員も議決権行使をすることができ非常に良いのではないかと思うが、そういった総会運営方法の変更について検討しているか、予算を取って検討しているか。

今回神奈川県弁護士会から東京弁護士会に移籍したが、その際に営利業務等従事届等を一旦廃止をするように言われ、更に東弁に登録換えをしたときにもう一度出せということで、勤めている会社自体は変わらないが、会が変わるたびに手数料5,000円を取られた。東京は幸い三会あり、東弁から移ろうと考えてもいるが、これをやるとまた東弁へ廃止届けをして、もう一回新しいところで届出をして5,000円を払わなければいけない。

ただ、営利業務等従事届については日弁連で把握しているわけだから、弁護士会を変えるたびにいちいち廃止をさせられ、手数料を取ることで会員に余計な負担を強いるのはいかなものかと思う。日弁連に直接届出をして、手数料を軽減化するようなことを検討しているか。

委員会の活動費のうち主に占めているのは旅費だという話があった。旅費については規定上はグリーン車を利用できるとなっていて、それを内部の打合せでグリーン車は利用しないという話になっていると認識している。

規定上そもそもグリーン車を使わないようであれば、一般の会社であればグリーン車にはほとんど乗せてもらえないのであるから、それに合わせてグリーン車をやめて指定席のみというような運用、規定変更を考えているか。

来年度の予算に関し、会長については退職金が予定されている。退職金だけでなく賞与も出ると認識している。これは常勤だからという説明を聞いたことがあるが、今、副会長もほぼ常勤に近いと聞いている。しかし、非常勤という形式上のことで退職金は出ない、賞与も出ない。これは業務量を考えると、副会長がかわいそうではないか。副会長にも賞与や退職金を導入する考えはあるか。」

佐藤副会長 「書面議決、ネットでの投票ができるかどうかについて、予算措置をしていない。将来的には課題であると考えている。

営利業務等従事届の手料金は日弁連として取っているわけではなく、各弁護士会で取っているものだと思うが、最終的には日弁連が受領するという問題はあろうかと思うので、将来的な課題として御意見を承る。

グリーン車については、使用しないという委員会と、必要だという委員会に分かれていると思われる。

副会長の報酬の点については、副会長の報酬だけでなく、総次長その他弁護士嘱託の先生方も非常にたくさんいるため、それらも含めて検討することになると思う。御意見として承る。」

山上俊夫会員（第一東京） 「死刑廃止実現本部の予算2,800万円についてお聞きしたい。死刑制度の存否について、会員の中に顕著な意見の対立があるにもかかわらず強制加入団体である日弁連が死刑廃止実現のために行動することは、加入を強いられている

死刑存置論者からの会費を使って死刑廃止活動を行うことに他ならない。そのようなお金の使い方をしてほしくない。執行部には、死刑存置の意見の会員がいることを踏まえた予算措置を講じるよう強く求める。

2020年4月に京都で国連の犯罪防止刑事司法会議、いわゆる京都 kongress が開かれるに当たり、日本が死刑存置国であるという批判を受けるので、それまでに実現したいということで2020年になったと聞いているが、死刑廃止実現本部は京都 kongress に向けて取り組むということで間違いないか。

京都 kongress の全体テーマが安全・安心な社会の実現～SDGsの達成に向けた私たちの取組～、個別テーマが三つあるが、青少年犯罪の予防・罪を犯した青少年の社会復帰における若者の役割など、若者にフォーカスしたテーマ設定で、死刑存廃論が議論になりそうなテーマには上がっていないようであるが、京都 kongress のテーマに死刑存廃が上がっていない中で、死刑廃止実現本部を維持する必要性はあるのか。京都 kongress で死刑存廃が議論にならないのであれば、あえて2020年までに死刑廃止を実現するために多額の予算を組んで取り組む必要はないと思うが、その必要性について説明を願いたい。

昨年5月の「自由と正義」で、中本前会長は、死刑制度の廃止には政治家のリーダーシップが不可欠であるため、元法務大臣等を実現本部の顧問に迎え、今後、議員連盟等の構築などの活動も継続して行う必要があると書いている。

もともと死刑廃止議連は休眠状態で、新聞記事を検索しても、死刑廃止議連の活動が記事になったのは2014年が最後ということをして昨年質問で申し上げたが、先ほど副会長からの答弁で、昨年12月5日に死刑廃止議連ではない、また別の新しい議連ができたという説明があり、何度か面会をしているということであった。

ただ、その中でも日弁連の立場を理解していただいているというような言い方で、賛成をいただいているかどうかははっきりしないような言い方であった。12月6日の朝日新聞の記事を読むと、死刑廃止議連の会合を開いても数人の出席者しかいなかったもので、議連を衣替えして、死刑存置論者も含めた新しい議連が立ち上げられたということが書かれている。

議連の会長は、あらゆる角度からこれからの死刑制度がどうあったらいいか話し合いたいと朝日新聞にコメントしているが、死刑廃止に向けて活動しなくなったわけであるから、死刑廃止議連が名実ともになくなったということである。

中本前会長は、政治家のリーダーシップが不可欠と「自由と正義」に書いているが、その政治家のリーダーシップ無しに来年までに死刑廃止を実現できるのか。このような政治情勢の中で来年までに死刑廃止を実現することはあり得ないと思うが、執行部は可能と考えて2020年に死刑廃止を実現するための予算2,800万円を計上していると思われる。

来年の4月の京都 kongress までに死刑を廃止することが可能と考えているのか。実現できない場合にはどう責任を取る覚悟なのか。」

齋藤副会長 「今年度予算、昨年度2,500万円で、これは約75万円の赤字だったが、本年度は2,800万円と、確かに300万円増額となっている。これは予算を決め

るときに過去5年間の活動、今年度の活動目標等を含めて、どの委員会についてもそのような観点から予算配分をしているということである。死刑廃止実現本部だけが増額しているわけではなく、他の委員会もその活動に応じて増額されている。この2, 800万円は死刑廃止実現本部の活動のために使うわけであるが、一番大きな費用は、旅費であり、地方から出てくる会員のための旅費の支出が一番多い。

ただ、これについてもテレビ会議を利用する等して、なるべく予算の範囲内にとどめようと努力はするが、一所懸命活動したいという委員に、金が掛かるから来るなということとはとても申し上げられない。それはどの委員会でも同じだと思う。今年度は、来年のコンGRESSに向けての活動、弁護士会等の意見交換等の活動も考えているため、300万円の増額となった。」

山上会員（第一東京） 「増額については聞いていない。」

齋藤副会長 「来年4月20日から27日にかけて京都で開催されるコンGRESSのサイドイベントに死刑の問題について提案をしているのかについては、現在はまだ検討中で正式な要請はしていない。ただ、今後、死刑廃止実現本部で検討の上、要請することもあり得る。

2016年10月の福井で行われた人権大会のいわゆる福井宣言において、2020年のコンGRESSに向けて死刑制度の廃止に向けて活動をしていくということを宣言した。それに基づいて、2017年、2018年、そして今年度、死刑廃止実現本部では、その廃止に向けた活動を積極的に展開していく。

2020年に死刑廃止が実現しなかった場合については、一所懸命努力して何とか死刑制度の廃止に向けて活動していくということで御理解をいただくしかないと思っている。実現できればそれに越したことはないが、世論の問題、それから実際に廃止するためには当然国会での議決が必要になるわけであるから、そういうことに向けて死刑廃止実現本部で働き掛けをしていくということになる。実現しなかった際には責任を取れと言われても、それは勘弁されたい。

実際に死刑制度を廃止するためには国会での議決が必要なため、議員に対してどのような働き掛けをしていくのかということについては、先ほど決算のところでも具体的な活動について申し上げた。死刑問題の今後を考える議員の会というものが新しく去年の12月に発足した。その会には、死刑を残すべきだ、廃止すべきだ、とりあえず執行停止すべきではないかと様々な意見を持った議員が参加されている。現在70名を超える議員が参加されていると伺っている。

そういう意味では、議員の方々もこの死刑の問題について非常に興味を持っておられると思っている。いろいろ御意見はあると思われるが、福井宣言を踏まえてとにかく死刑廃止のための行動をしていくということを皆さんの決議に基づいて決めたのであるから、執行部としてはそれに向かって今後も活動を続けていく。」

米田会員（東京） 「日弁連は、全国の弁護士会に死刑廃止について、弁護士会の総会

決議をするように求めているが、死刑廃止の決議を実施した弁護士会はいくつで、どの弁護士会か。否決をした弁護士会も聞いているが、京都と埼玉、その他にあるか。現時点において、弁護士会でそのような総会決議があまりされていない理由について日弁連でどのように考えているか。

死刑存廃について、実現本部としてはもはや死刑廃止を目指すという結論しかあり得ないということか。全国キャラバンで議論を深めた上で、その結果死刑制度は存続するとか、あるいは世論に委ねるべきだとか、そういった選択肢は採り得るのか。

私の近しい会員から言われたことであるが、知人や親族と顔を合わせるたびに日弁連が死刑廃止を掲げていることについておかしいのではないかと問われて、その方は死刑制度が必要だと思っているのに対応に苦慮しているということであった。そのような会員は少なくないと思うと言っていた。

自分の信念と一致をしている方はそれでも良いのかもしれないが、自身の信念と一致しない会員がいるということについて、執行部はどのような考えか。

会務報告書に、昨年度は海外視察調査ということで、死刑実現本部が、ベルギー、ブリュッセル、バチカンへ行き、視察をしたり、委員を派遣したということであるが、今年予算にそういった項目があるのか。」

齋藤副会長 「全国の弁護士会に死刑廃止の総会決議をお願いをしていることは事実である。宮崎県弁護士会、札幌弁護士会、滋賀弁護士会で死刑廃止の決議をした。否決した弁護士会が京都と埼玉の他にあるのかということについては、把握していない。反対の決議があれば理事会等で報告されるはずであるが、今のところそのような話は聞いていない。

現時点で少数の弁護士会でしか決議がされていないのは、働き掛けが足りないということもあるだろう。しかし、各弁護士会の総会は、大体5月、6月、それからあるところでは臨時総会に向けて年度末にするということなので、何とか来年4月の京都 kongress の前までにはできるだけ総会決議を上げていただきたい。皆さんに御理解いただきたい。死刑存否については会員の皆様にいろいろな御意見があると思うが、日弁連は死刑廃止に向けて舵をとって動き出している。その日弁連の活動を是非御理解いただいて、各大会で十分御議論いただいた上で、どうするのかということをお考えいただきたい。

死刑の存廃についてはやはり皆さんの間で議論を深めていただきたい。世論については、今年度11月頃、5年に1回、世論調査が行われているが、今年も恐らく行われるであろう。

ただ、世論に問い掛けるときの問い掛け方の問題もある。死刑を廃止すべきだ、やむを得ない。こういう聞き方であると、凶悪な犯罪者に対して死刑もやむを得ないのではないかという思いは当然抱くであろうし、「やむを得ない」と答えた方の中にも、どちらかといえば廃止すべきだという方もいるであろうから、質問の仕方を工夫していただきたい。

前回の世論調査では80%が死刑に賛成だと捉えられているが、もう少し聞き方によっては変わっているのではないかとも思っている。

友達から日弁連が死刑を廃止すべきだと活動していることによって、逆にどうなっているんだと依頼者からの質問があると言われたが、それは答えようがない。いろいろな立場

の人がいるわけであるから、反対の者から日弁連がそういうことを進めること自体に対する考えはあるかもしれないが、日弁連は死刑制度の廃止に向けて舵を切ったということである。それは日弁連の方針として掲げていることであって、個々の弁護士の内心の自由にまで踏み込んだものではない。

kongressは、政府間の協議ということで、死刑はテーマになっていない。ただ、世界中から京都に来る約5,000人の政府関係者、NPO法人等の中には、事実上の執行停止も含めて死刑を廃止している国々が142か国ある。

そういう方たちが集まる京都において、何とか日本も死刑のない国になるべく、今頑張っているということ発信していきたいと思っており、アジアの死刑制度の現状についてというテーマで何とかサイドイベントを開催したいと思っている。

また、(2020年)4月25日には日弁連主催のシンポジウムを京都で予定している。これは一般市民も参加できる日弁連のイベントであり、その中でも死刑の問題について参加していただいた皆さんからの意見等を聞いて、死刑廃止に向けた日弁連の取組、更なる活動を続けていくための一助にしたいと思っているので、御協力願いたい。

海外調査については、今年度具体的にどこへ行くということは決まっていないが、予算上は計上している。海外派遣費の中の大部分が通訳費であり、通訳費はどうしても掛かるため、なるべく本人は自己負担で行くような形を考えているので、その点についても理解願いたい。」

二宮英人会員(東京) 「予算の中で特別委員会に対しての予算として約9億4,200万円程度計上されているが、特別委員会にはいろいろな委員会があって、例えば刑事の分野では統合できそうな委員会もあるのではないかと思うが、こういう形での委員会を存続させる必要があるのか。統合することができないのか。そういう点を検討しているのか。

谷間世代への経済的支援について、今年の予算で20億円と書かれていて、私も谷間世代なので有り難いが、経済的支援についてはこれで終了する予定なのか、それとも追加の具体的な施策を検討していて、例えば施策が行われる予定の時期が決まっているのか。」

佐藤副会長 「委員会の統廃合については、2010年3月に委員会等の統廃合に関する指針を定め、更に2018年12月にこれを一部改正した。基本的には、委員会等を新規に設置する際には、同指針に基づいて委員会等の統廃合又は縮小の方向で組織改編をすることを原則とし、具体的な組織改編の設置提案を併せて検討し、提出することとしている。毎年正副会長会で検討を行い、必要な措置を講じているが、引き続き効率的になるような会務運営を心掛けたい。なお、例えば平成30年度は、秘密保護法対策本部及び共謀罪法対策本部を統合した。また、3月31日付けで東日本大震災・原子力発電所事故等対策本部を廃止した。」

小早川龍司副会長 「予算に関係するような谷間世代への追加的な経済的支援は、現在、他には予定していない。

その他の追加の具体的な施策については、司法修習費用問題対策本部と共に引き続き検討

する。」

北野孝輔会員（東京） 「死刑廃止実現本部が設置されているということは、日弁連として廃止に向けて取り組むということかと思うが、その廃止に向けて取り組むという意思決定をいつどのような形で行ったのか。

もし人権大会の決議に基づくものということであれば、人権大会の決議が、その後の執行部の執行方針を拘束する重みのあるものなのか。この総会の決議と同じような重みのあるものなのか。

死刑については会員の中でも存置・廃止いろいろな意見があるかと思う。団体の予算を付けて、団体として行動する以上、会員の多数の賛成がなければそういった行動はすべきではないと思うが、死刑の存廃について今後会員の意思を確認する予定はあるか。」

齋藤副会長 「今回の死刑制度廃止に向けた執行部方針についてであるが、弁護士会内に死刑制度検討委員会があり、そこで福井宣言の宣言案を決め、それを正副会長会にかける。その上で理事会に諮って、理事会の承認を得て初めて人権大会の宣言案という形で出てくる。

そして、人権擁護大会で御参加いただいた皆さんがいろいろ質疑をされて最終的な決定になった。したがって、意思決定は十分なされている。

今後については、再三述べているとおり、日弁連は死刑制度廃止に向けた行動をする、活動をする福井宣言で宣言し、その後も理事会でその方向性について確認もしたのであるから、現在のところ改めて会員の意見を問うというアンケート等の実施は予定していない。」

及川智志会員（千葉県） 「日弁連ひまわり基金会計がよく分からない。

新設が摘要にあり、令和元年度予算額で、長期性預金預入支出が3億円計上されている。それに対応して、長期性預金取崩収入が設けられていて、まだゼロになっているが、これは平成30年度の決算額で長期繰入収支差額が13億円ぐらいになっていて、それが令和元年度の予算だと8億8,000万円になっていることと、この辺とが対応していると思うが、これはなぜこうなっているのか教えていただきたい。」

佐藤副会長 「長期性預金は取り崩してはいないため、これはゼロでいい。長期性預金3億円については、流動資産になっているものを固定資産に計上した方が良いという監査法人からの御指摘によって会計上外出しにしたので、その3億円を加える。もしその3億円がなければ次期繰越収支差額は11億8,500万円になって、前年度よりは多少減っていることとなる。」

及川会員（千葉県） 「外出しにした方が良いとの理由はなにか。」

佐藤副会長 「監査法人の指摘であるため、それ以上は分からない。」

及川会員（千葉県） 「要するに事業規模に比べて繰越収支、つまり内部留保が多くなり過ぎたということではないのか。」

佐藤副会長 「流動資産か固定資産かというのは必ずしも繰越しが多いか少ないかということではない。ただ、日弁連ひまわり基金の繰越しが全体的に多いのではないかという問題はあるので、別途検討する。」

及川会員（千葉県） 「分かった。」

議長は、他に質疑がないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨宣した。

米田会員（東京） 「議案に反対の立場から意見を述べる。私は、犯罪被害者支援の業務の中で、愛する妻や子どもたちを何の理由もなく残虐に殺されて、歯を食いしばりながら涙する遺族と何度も対面してきた。

遺族を目の前をしたときに、何をどのように話しているのか、いつも言葉が見当たらない。附属池田小学校の事件では何人も逃げ惑う小学生が理不尽に次々と8人も刺殺され、多数の負傷者も出た。直近でも、小学生を狙った凄惨な事件が起きるなど、何人もの犠牲者が出る事件が起きている。お子さんを殺された遺族は、何としても加害者を死刑にしてくださいと懇願するように言う。それは当然の気持ちだと思われ、被害者参加弁護士として極刑を求めている。

ところが、そのような遺族から、あなたが所属する団体は死刑制度の廃止を目指しているのか、死刑制度廃止を目指す団体の会員なのかと聞かれたら、それはそうだと答えざるを得ない。私は心の底から死刑制度の廃止を掲げる組織の一員になりたくない。私の思いと大きくかけ離れたことに何千万円ものお金を使う組織に会費を納めるのは本当に心が痛い。

ただ、弁護士を続ける以上、日弁連の会員を辞めることはできない。日弁連は2017年に決算額で1,892万円、昨年度は2,575万円、既に4,467万円も支出している。今回更に2,800万円であるから、合計で7,267万円もこの活動に使おうとしている。

昨年38弁護士会で全国キャラバンを行ったという回答があった。各弁護士会の決議がされない理由についても聞いた。それは日弁連の働き掛けが少ないからだということもあった。通常は、弁護士の意見がまとまっているから大会で決議をするのではないのか。

いまだに弁護士向けにそのような啓蒙活動をしている、働き掛けているということ自体が、弁護士全体の意見ではないということを示しているのではないのか。私は、どうしても2,800万円を計上するという予算には反対をせざるを得ない。今一度、考え直していただきたい。

以上のとおり、執行部の原案に反対する。これに伴い、今から述べる修正動議を提出する。第2号議案の予算議決の件、委員会費の内訳について死刑廃止及び関連する刑罰制度

改革実現本部の予算をゼロ円とし、特別委員会費の小計をそれに伴って8億9,495万円とし、予備経費について2,800万円増額して4,800万円とするという内容で修正動議を提出する。」

議長 「修正動議の趣旨は、死刑廃止の委員会の予算2,800万円を削除し、その削除したことに連動して総額であるとか、繰越金であるとか、2,800万円ずつ動くところを動かすという修正案という理解してよいか。」

米田会員（東京） 「そうである。予備経費に移していただくということである。」

議長は、修正動議に対する執行部の意見を求めた。

佐藤副会長 「執行部としては、修正案には反対する。」

議長は、修正動議の成立について議場に諮ったところ、出席会員50名以上の賛成が得られなかったため、動議は成立しなかった。

笹野司会員（第一東京） 「執行部提出の予算案に反対の立場から意見を述べる。死刑廃止実現本部について、専ら議員対策の話になっていたが、国民主権であるから、やはり国民の意見が大事であると考えます。

この点について、従前執行部は、死刑を容認する大多数の国民の意見をないがしろにするつもりはない、議論を深めたい、そのために勉強会やシンポジウムを開くと説明していた。

しかし、日弁連が国民に議論を呼び掛けたり、大変な労力を割いてシンポジウムなどを開催しても、日弁連が死刑廃止を全面に打ち出していたのでは、死刑を容認する大多数の国民が寄り付くはずはないのであって、死刑廃止又はそれに近い考え方を持っている方が集まる人の大半を占めているということは、容易に想像がつく。

果たしてこれで議論が深められると言えるのか。むしろ死刑存置派と廃止派の分断が進んでいるだけのように思えてならない。なぜ中立的な立場から活動をしないのか。弁護士の間でも死刑については意見が分かれているのだから、なおのことである。

それにもかかわらず、日弁連が一方的に死刑廃止を全面に打ち出して活動し、それに多額の予算を付けるということについては、国民の間においても弁護士の間においても分断を進めるだけであって、不適切、不適當であると考えるので、執行部提出の予算案には反対する。」

西村正治会員（第二東京） 「予算の議案が令和元年度予算案となっているのに大変違和感がある。日弁連は西暦が基本で、括弧つきで元号を付記するというのがルールだと思っている。

ところが、これには西暦がどこにもなく、令和だけが出てくる。そもそも元号は天皇が

時間をも支配しようというもので、民主主義に背を向けるものである。日弁連は、それを使うことにちゅうちょを感じるべきである。しかも令和である。政府は令というのは美しいという意味だと言ったが、果たしてそうなのか。弁護士にとってまず思い浮かぶのは、逮捕令状の令である。漢和辞典を引いても、1番から5番まで出てくるのは命令に類する意味が続き、6番目でようやく良い、美しい、が出てくる。漢字の意味はどう見ても法令、命令の令である。

海外メディアがオーダーアンドピースと訳したのは正解である。令和は国の権力によって和せしむとしか読めない。このようなものを通用させてはいけないのではないか。

令和の出典が万葉集だと言う。しかし万葉集は徹底的に戦争に利用されたものである。海行かばという軍歌があるが、これは万葉集、大伴家持の長歌の引用である。海行かば水漬く屍、山行かば草生す屍大君の辺にこそ死なめかへりみはせじ、天皇のために死のう、という歌である。令和がそれにつながっていないか。改憲戦争への動きに神経をとがらせるべきときに、令和を使うことに無神経であってよいのか。改めて元号使用を考え直していただきたい。令和元年度予算案というネーミングなどとんでもないということである。」

議長 「意見として聴くということで執行部はよろしいか。私の最初の挨拶においても第70回の日弁連総会と、令和元年と申したが、今の発言者のお気持ちも非常によく分かるので、2019年第70回総会とこの場を借りて訂正させていただく。」

山本志都會員（東京） 「今回の予算案、日弁連重要課題特別会計として20億円の予算が付けられている。この点について反対する。私は55期で給費を受けて修習期間を過ごした。しかし、貸与金制度においては65期から70期までの先生方は、64期以前と比べてあまりにも不公正な制度の中で弁護士になっている。もしこのような制度であれば、私も弁護士を目指すことはできなかつたと思う。

この制度は、不公正であるばかりではなくて、法曹になろうと考えることすらできなくなるような仕組みである。また、統一的な司法修習を他の法曹二者と共に受け、対等に国家に養成されるということ自体の破壊につながっている。

この制度が不公正だということについては、多くの今日参加している弁護士の方も皆さん一致しているのではないかと思う。昨年は30以上の弁護士会が、一律猶予を求める会長声明などを出した。

しかし、日弁連は最高裁に正面から対峙していない。そのような中で出てきたのが20億円の給付である。そこでは、同世代の不平等解消や会としての一体性ということが訴えられている。

しかし、本質的に問題なのは、国の責任と失策、しかもそれを日弁連が司法改革に賛同する形で後押ししたことである。その尻拭いを私たち弁護士がするのはおかしい。会としての一体性を言うなら、会として反対することで一体性を維持すべきである。

私たちは、当該期からのアイディアで、日弁連は最高裁に対して貸与金請求の撤回を迫るということを求める署名運動を始めた。昨日までに当該期を中心に637筆の署名が集

まった。昨日6月13日に会長宛てに提出した。

これに伴って、貸与を受けざるを得なかった当該期の人たちの声というのが集まっている。例えば68期の弁護士から、20万円あげるからおとなしく黙っておけという意味にしか思えない、こんな20万円はいらないし、もらうつもりはない。67期の弁護士からは、20万円の給付金では何の解決にもならない。同じく67期の先生からは、執行部の方針は国の定めた法律にも不合理な点があれば反対の意向を表明するという弁護士の根本的な責務を放棄し、国に順従な組織になり下がったものであり、誤っていると云わざるを得ない。20万円の給付金についても、当該期以外の世代は、当事者意識を持っていない。こういう声が寄せられている。

谷間世代の救済と説明がされるが、まず谷間という言葉がおかしいと思う。谷間というのは、そのことで問題解決しているんだと、その6期だけに問題があるんだということになると思うが、日弁連の立場はそうではなかったはずである。

また、救済という言葉が使われているが、これは救済ではなく、公正な状態に戻すということだと思う。その中身についてもこれは救済になっていないと思う。20億円は、予算、会計の中で負担になっていくのであるから、結局、当該期の方たちにも負担を強いることになっていると思う。

この20億円の支出というのは、現在の日弁連のおかしさを象徴するような仕組みであって、到底賛成ができない。」

吉田哲也会員（東京） 「私も谷間世代と呼ばれる65期の弁護士である。20億円の拠出で20万円の支給という案が出ているが、第5号議案のところでも改めて申し上げるが、3月の臨時総会では、谷間世代と呼ばれる会員が生じたことによって弁護士の一体性が損なわれている、一体感が損なわれている、あるいは断絶感が生じているというふうな提案理由を聞いた覚えがある。

ならば、あえて問いたいのが、そもそも貸与制というものを当時の執行部が容認した時点で一体感あるいは断絶というものが既に生じていたのではないのか。なぜ、そのような貸与制を容認しておいて、国が慌てて一部復活をするや、慌ててこちらも体面だけ取り繕うような真似をするのか。

我々谷間世代と呼ばれる会員は、これは私だけかもしれないが、愚弄されたと感じている。それだけは、はっきり申し上げる。」

議長は、他に討論を希望する者がいないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨を宣した。

まず、第2号議案の採決が行われ、原案及び同一大科目内の科目相互間の流用の件が諮られ、挙手により賛成多数で可決された。

続いて、第3号議案の採決が行われ、原案及び同一大科目内の科目相互間の流用の件が諮られ、挙手により賛成多数で可決された。

[第4号議案] 資格審査会委員及び同予備委員、綱紀委員会委員及び同予備委員、懲戒委員会委員及び同予備委員並びに綱紀審査会委員及び同予備委員選任を理事会に一任する件

議長は、第4号議案「資格審査会委員及び同予備委員、綱紀委員会委員及び同予備委員、懲戒委員会委員及び同予備委員並びに綱紀審査会委員及び同予備委員選任を理事会に一任する件」を議題に供した。

篠塚副会長から、第4号議案について、次のとおり趣旨説明がなされた。

当連合会の法定委員会である資格審査会、綱紀委員会、懲戒委員会、綱紀審査会の委員及び予備委員については、裁判官、検察官の委員、予備委員を除いて、弁護士法の定めるところにより、総会の決議により委嘱することになっている。

しかしながら、委員及び予備委員の委嘱は、期中に満期が終了したり、あるいは任期の途中で交代を伴う場合もしばしばあり、その都度総会を開催することは現実的ではないので、例年同様、今年もこれらの委員及び予備委員の選任を理事会に一任することを提案する。

その後、議長から質疑及び討論を省略する旨の提案がなされ、議場において異議なく承認されたことから、直ちに挙手による採決に入ったところ、第4号議案は賛成多数により可決された。

(休 憩)

[第5号議案] 司法修習生の修習期間中に給与及び修習給付金の支給を受けられなかった会員に対する給付金に関する規程（会規第104号）中一部改正の件

議長は、第5号議案「司法修習生の修習期間中に給与及び修習給付金の支給を受けられなかった会員に対する給付金に関する規程（会規第104号）中一部改正の件」を議題に供した。

小早川副会長から次のとおり趣旨説明がなされた。

本議案の趣旨につき簡潔に説明させていただく。本年3月1日開催の臨時総会において、司法修習生の修習期間中に給与及び修習給付金の支給を受けられなかった会員に対する給付金に関する規程（会規第104号）が決議された。いわゆる谷間世代の会員に対する給

付金支給事業が本年4月1日から施行されている。

この臨時総会において、家庭の事情により一時期弁護士登録を取り消していたため登録5年要件を数か月満たすことができないという会員から救済措置を求める質問があり、これをきっかけとして、他の出席者から出産・育児といった事情により登録取消しの期間がある者に対する救済策の検討を求める附帯決議の提案があり、議決された。

その附帯決議の内容は、本会は、出産・育児・疾病等、その他合理的理由により、弁護士登録をしていなかった会員が規程第3条第1号の期間を満たさなかった場合の救済策を速やかに検討するということである。

今回の議案の趣旨は、さきの臨時総会の附帯決議を受けて検討した結果、現行の申請期間3回を2回増やし、計5回に改正するというものを提案するものである。

附帯決議を受けた日弁連執行部における検討結果は、提案理由中第2の記載のとおりである。弁護士登録を行わなかった事由に関しては、多種多様な事情が想定され、どのような場合に合理性有りとするのか、どの程度、疎明等を求めるのか、について判断基準を設けることは難しく、かえって個別判断をすることによる不公平を生む事態も懸念される。

そこで、弁護士登録をしなかった個別事情の合理性を判断せず、申請期間を一律に一定期間、一定回数増加させることにしたものである。これにより、幅広い救済を可能とすることができ、附帯決議の要請にも叶うものと判断した。

また、本給付制度については、一定期間会費を納入した会員を対象にすることを給付の合理性を担保する理由の一つとしていることから、登録5年の要件は維持し、また追加分を2回としたのは、事業期間延長に伴う運営コスト増なども考慮しつつ、申請期間が5年5回となることで登録5年要件に対して各修習期の登録可能期間が約10年近くになり、おおむね半分程度の登録を要することになることから、これを妥当な期間ではないかと判断した。

なお、この改正により、受給可能者が増えることになるが、その人数は限定的であり、予算に与える影響は軽微であることから新たな予算措置は伴わない。趣旨説明は、以上である。御審議よろしくお願い申し上げます。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

鍋島泰樹会員（神奈川県） 「まずは、早速救済から漏れた方を拡大して救済するという策に変えていただきお礼申し上げます。これで会の中で救済されない人が出て一体化を損なうことや、今後政府であるとか、具体的には弁護士会が国会議員にこれから谷間世代の救済を国の政策としてやってもらいたいということの陳情やロビイングを行ったり、集会を開いたりするときに、日弁連はここを救済するために血を流したんだから、国もやってもらいたいということ言うために有益だと思っている。

ただ、今回救済が拡大される方は限定的ということだが、どれぐらいいるのかということと、今回救済策を拡大したことで正に対象の期の方から何か反応があるのであれば、どのような反応があるか聞きたい。」

小早川副会長 「今期の新規登録会員及び再登録会員がいるため、確定的な数字を出すことは難しいが、2019年3月1日の臨時総会時点の登録会員を基準として、その後も登録を継続することを前提とすれば、今回の改正で5年要件を満たし得る人については、こちらの把握では34名であると考えている。対象期の方の個別の反応については、詳しくは承知していない。」

伊藤建会員（富山県） 「まず、このような附帯決議に基づく御提案を速やかにいただいたことにお礼を申し述べる。

提案理由で御説明いただいたとおり、第5号議案は、本年3月1日開催の臨時総会における附帯決議を具体化するものであると理解している。本議案は、申請機会を3回から5回に増やすことによって、通算5年要件を満たすことができない会員を救済する内容のものであるが、理論的には、臨時総会時点で会員でありながらも、救済の対象にならない会員が存在し得ることになると考えている。

すなわち、第65期及び第66期の最後の支給時期である第5次支給というのは、2023年6月1日が基準日であるから、この時点で通算5年要件を満たすためには、2018年6月1日までは弁護士登録をしている必要があるということになる。

そのため、臨時総会が開催された2019年3月1日時点で、弁護士登録をしていた会員であっても、新65期及び第66期の場合、必ずしも総会当時の会員全員が救済されるものではない。

もとより、当該附帯決議は出産、育児、疾病等その他合理的理由により弁護士登録をしていなかった会員に対する救済策の検討を求めるものであるから、合理的事由がない会員を救済することを求める趣旨でないことは十分承知しているが、次の質問をさせていただく。

1点目、日弁連執行部としては、この臨時総会開催時点で会員でありながらも、救済の措置とならない会員が理論的に存在していることは承知の上で、申請機会を5回とすることが附帯決議の趣旨に合致すると判断したのか。

2点目、申請機会を5回よりも延長することは検討しなかったのか。仮に検討したとした場合、5年以上に延長しないと決定した理由は何か。」

小早川副会長 「1、2点まとめて回答させていただく。そもそも制度の立て付けとして、会費を原資としていることの合理性を担保するため、弁護士登録5年要件や申請の機会の制限をかけているものである。そうである以上、対象とならない会員が発生することは避けられないと考えている。

附帯決議の要請を受けて計5回としたのは、先ほど説明を申し上げたとおり、期間の延長に伴う運営コストの考慮、登録可能期間10年における5年5回ということで、おおむね半分程度の期間を登録するということが妥当であると判断したためである。」

吉田会員（東京） 「第5号議案の前提となる谷間世代の会員に対する支援策そのものに、懐疑的な立場から質問させていただく。

先刻申し上げたところではあるが、そもそも貸与制というものが導入された時点で、提案者がおっしゃるような弁護士としての一体感が阻害されるのではないかと、断絶が生じるのではないかという事態が生じていた。それについて、さしたる対応もしないまま、なぜ今回そのような一体感、あるいは断絶というものを口実にして、このような第5号議案のような支援策を考えられたのか改めて伺いたい。」

小早川副会長 「臨時総会で決議された規程は、第1条で、本会が支給する給付金に関する基本的事項を定めることにより対象会員の経済的負担や不平等感を軽減することで、本会が統一性のある組織を形成していることを確認し、全会員がまとまりのある団体の構成員として、弁護士自治の維持・発展を図り、基本的人権の擁護と社会正義の実現に資することを目的としている。

その上で、日弁連の執行部において、貸与制に賛成した事実はない。」

議長は、他に質疑がないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨宣した。

伊藤会員（富山県） 「まず、第5号議案については、先般から申し上げているとおり、3月1日開催の臨時総会において決議された給付金規程に際してなされた附帯決議を具体化するものである。附帯決議には、こう書いてある。出産、育児、疾病等その他合理的理由により弁護士登録をしなかった会員が、第3条第1号の期間を満たさない場合の救済策を速やかに検討する。

本議案の内容は、通算5年要件を維持しつつ申請期間を5年5回とするものの、個別事情での合理性を要件としていない。先にお聞きしたとおり、第5号議案によっても理論的には臨時総会時点で会員でありながらも救済されない会員が生じ得る。

しかし、事務負担などのコストを考慮すると、申請機会の制限を設けないことは現実的ではない。また、会員の重要な会費による救済を受ける以上、フリーライドを防止するためにも一定期間の会費を納入した会員を対象とすることもやむを得ない。

しかも個別の事情判断とすれば、提案理由が指摘するとおり、疎明資料の準備ないしその判定の負担がある上、何よりも谷間世代間の不平等という望ましくない新たな問題が生じ得る。このように申請機会に制限を設けざるを得ず、通算5年要件を撤廃することもできず、個別事情の考慮は適当でないとするれば、形式的に回数による制限を設けることは最も合理的な方法であろうと考える。

問題となるのは、申請期間を5年5回とすることである。弁護士登録可能期間中におおむね半分程度の期間という長期の間に、登録の機会があるならば、機会の保障としては、十分と言えるかもしれない。

仮に理論的に、臨時総会時点で全員でありながらも救済されない会員がいたとしても、弁護士登録していなかったことについて、合理的理由を求めている附帯決議の趣旨に反する、とまでは言えないように思う。

私は、今回の第5号議案というのは、今後の執行部と谷間世代との関係を占う重要なマイルストーンになるものと考えている。残念ながら20万円の救済策では、我々谷間世代

の救済としては不十分である。また、分断された谷間世代が他の世代との間で、まだやはり不満や不平等感があること、これも否めない。

ただ、3月1日の臨時総会で、この附帯決議は私たち谷間世代が、あの当日事前協議をすることなく、生の声を率直に伝え、それに対して当時の執行部が真摯に受け止めたことで生まれたものであると理解している。第5号議案は、この附帯決議の趣旨に反することなく、文字通り速やかに検討していただいたものと理解している。

正に、執行部側が我々谷間世代に歩み寄ったと言えるかもしれない。日本弁護士連合会は、平成30年5月25日、谷間世代の者がその経済的負担や不平等感によって、法曹としての活動に支障が生ずることのないよう、引き続き国による是正措置の実現を目指すこと及び当連合会内で可能な施策を早急に実現することに力を尽くす旨の総会決議をした。

3月1日開催の臨時総会において議決された給付金規程は、この後段に当たる当連合会内での可能な施策を早急に実現するために力を尽くしていただいたものと理解している。

残されているのは、総会決議の前段に当たる、引き続き国による是正措置の実現に力を尽くしていただくことである。

現在、私が所属している司法修習費用問題対策本部では、国による是正措置の実現に向けて乗り越えるべき課題を整理しており、いよいよ行動しようというときに来ている。第5号議案が可決され、現在の執行部が谷間世代と一体となって国による是正措置実現のために共に行動ができることを期待して、私は本議案に賛成する。」

吉田会員（東京） 「本議案に反対の立場から意見を述べさせていただく。先ほども申し上げたとおり、この前提となっている谷間世代に対する支援策その内容自体が間違っている、誤りである、単なる弥縫策であると考えている。

不平等感を軽減という発言が、先ほど執行部からも説明があったが、なぜそのような不平等感が出てくるような貸与制というものがあるのか。それに対して執行部は何をしてきたのか。3月の臨時総会でも、会長は今やっても駄目だからと実際に動いている方の会合にも来ようとしなかったという話を聞いている。

そもそも20億円もの会費を使って支援をするという形であるが、結局その20億円、支出した後の負担は10年後、20年後に我々、そして我々以降の会員の負担となって跳ね返ってくることは自明である。

なぜ貸与制にもっと真剣に反対しなかったのか。なぜそれについて、以降も反対しようとしなかったのか。司法改革という制度、それについてどのような態度で私たちの先輩たちは臨んできたのか、それを一切顧みることのないまま、このような支援策でお茶を濁す、弥縫するという事は、ナンセンス極まりない。

非常に愚弄されたと感じている。アメリカ合衆国において、先住民に対して居留地に押し込めておいて涙金だけ渡す。あるいはオーストラリアにおいて、先住民であるアボリジニにも同様なことが行われていた。現在でも行われていると聞いている。受け取る側の先住民は、それをシットダウンマネーと、金をもらって黙って座っているというお金だと批判している。それは今回の支援策についても当てはまると感じている。

この前提となる支援策そのものが無意味、あるいは弥縫策でしかない、このような弥縫

策は、その繰り返しの間に、破綻をするものでしかない。本議案に反対する。」

栗田直弥会員（第一東京） 「私は71期である。71期というのを最初に伝えさせていただいたのは、いわゆる谷間世代という呼称について言わせていただきたいことがあるからである。71期からは修習給付金が出るようになった。これはいろいろな御尽力のお陰だということは重々承知している。

ただ、その上で言わせていただきたいのは、同期には、今まで様々な事情で修習に来られなかった年配の方も多数おり、私は、彼らから給与制であればもっと早く修習に来ることができたという意見を多数聞いていた。

修習給付金の額は給与の半分ぐらいだが、なぜ修習給付金になって修習に来ることができたかという、たまたま自分のライフステージの中で、子どもが大学を卒業した、また、仕事の都合で退職したという事情があったということだった。

谷間世代という呼称に対してすごく違和感がある。我々71期以降は、山にいるわけではない。あえて使わせていただくが、便宜上、谷間世代の方々に比べれば、少なからずお金をいただけて修習に行くことができた、これについては非常に感謝している。

これから先、新たな動きもあると思うが、71期以降についても是非救済策を検討していただきたい。

これは、本筋からは離れるが、先ほどの死刑制度廃止に対する反対意見を述べられた方、修習給付金に対する意見を述べられた伊藤先生、吉田先生をはじめとする先生方の意見が多数あった。真摯に心を打たれた。

一方で、令和元年度という表現に対して、苦情を申し立てられている先生もいらっしやうったが、その後、議長が令和というたびに爆笑するのは、どうかと思う。意見として承っていただければ幸いである。」

議長は、討論を終了し、採決に入る旨を宣した。第5号議案について挙手による採決が行われ、賛成多数で可決された。

〔第6号議案〕 第71回定期総会開催地を東京都に決定する件

議長は、第6号議案「第71回定期総会開催地を東京都に決定する件」を議題に供した。

関谷文隆副会長から次のとおり趣旨説明がなされた。

本件は会則第37条に関するものである。次年度の定期総会は、前年の定期総会において指定された地において開催するという会則がある。慣例として1年おきに東京と地方で定期総会が行われているが、第70回の今年は東京、次年度第71回をまた東京とすることによって、日弁連の選挙の直後に地方で定期総会を開催する場合の地方会のご負担を軽減するということと、会長が代わってすぐの開催になってしまうことによる事務方の負担

の軽減という二つの理由から順番を交代させたいという趣旨である。

これによって、定期総会の準備の一層の安定化と、特に地方開催時の開催地弁護士会の負担の軽減が図れるということであるので、お諮りする。

その後、議長から質疑及び討論を省略する旨の提案がなされ、議場において異議なく承認されたことから、直ちに挙手による採決に入ったところ、第6号議案は賛成多数で可決された。

〔第7号議案〕 宣言・決議の件「グローバル化・国際化の中で求められる法的サービスの拡充・アクセス向上を更に積極的に推進する宣言（案）」

議長は、第7号議案「宣言・決議の件」のうち、「グローバル化・国際化の中で求められる法的サービスの拡充・アクセス向上を更に積極的に推進する宣言（案）」を議題に供した。

佐藤副会長から、次のとおり趣旨説明がなされた。

近年のグローバル化・国際化の進展に伴い、在日・訪日両外国人、そして企業のインバウンド、アウトバウンド、これらが飛躍的に増えているが、弁護士、弁護士会としても法的サービスをより一層拡充し、これらの方々に対するアクセス向上を更に積極的に推進することが求められている。

日弁連では、2016年に国際戦略（ミッション・ステートメント）を策定した。そこに掲げる各基本目標に沿って、次に述べるような各取組を強化し、法的サービスを提供できる体制を速やかに進めていく必要があると考えている。

具体的には、七つの取組を挙げている。一つ目は、在留外国人、外国人労働者の法的サービスへのアクセス改善である。昨年改正された出入国管理及び難民認定法は本年4月から施行され、国の入管政策は特定技能も含めてより広い分野で外国人労働者の受入れを正面から認める方針に舵を切った。この在留資格「特定技能」による外国人労働者の受入れは、今後5年間で最大34万5,000人と見込まれている。

在日する外国人が地域社会に共生できるよう、彼らの社会生活の様々な法的問題を支援するためには、第1に自治体、国際交流協会などが各地に設置するワンストップ型相談窓口法律相談を組み込んでもらうこと、またその際には各地の弁護士会が連携することが喫緊の課題となっている。

これに関して、日弁連では7月17日に多文化共生総合相談ワンストップセンター構想に関する全国協議会を開催する。浜松市や佐賀県など既に県の国際交流協会が弁護士会と連携して取組を進めているモデルケースを共有し、弁護士会による外国人法律相談体制の拡充について検討する予定である。

二つ目は、ビジネスと人権に関する取組である。企業のグローバル化に伴い、ビジネス

と人権の関係が国際的に注目されている。企業活動の中で人権侵害を受けた人々を保護する国家の責務、人権を尊重する企業の責任、人権侵害を受けた人々の救済へのアクセスの確保といった国連が定めた指導原則の三つの柱に基づき、企業や政府への働き掛け、そして市民社会との協働を進めていく。

三つ目は、中小企業の国際化支援の促進についてである。日弁連では、中小企業に対し、海外展開の法的支援をする弁護士を紹介する制度、その担い手となる弁護士の人材育成などの取組を進めている。これらの制度、取組を更に推進するとともに、中小企業への広報や啓発、そして日本に来るインバウンドへの対応などを含めた中小企業の包括的支援策の検討を進めていく。

四つ目は、日本を紛争解決地とする国際仲裁・国際調停の振興に関してである。国際仲裁・調停に関しては、2018年5月に大阪の中之島で日本初となる国際仲裁ADR専門施設である日本国際紛争解決センターが開業し、2018年11月には、日本仲裁人協会が京都国際調停センターを開業するなど、活発な動きを見せている。

東京においても、今年度中に仲裁・調停の審問施設が設置されることとなり、日弁連では、その整備を支援するほか、仲裁法のソフトのインフラ整備、また、この分野での人材育成等にも力を入れていく。

五つ目は、日本の法情報、法制度を国際的に多言語で情報発信をするということである。在日外国人や対日投資をする外国企業にとっては、日本の法情報や法制度が非常に分かりづらいという現状がある。法的サービスへのアクセス向上のため、これらについて英語をはじめとする多言語で、国際的に情報発信をしていくことを政府に働き掛けていく。

六つ目は、国際法務人材の育成についてである。これまで述べてきたような様々な場面で、担い手となる弁護士の育成と全国的拡充が急務な課題となっている。国際分野に関心を持つ人材の裾野を広げるために、人材拡充を支援する制度の充実とその利用促進を図っていく。

最後に七つ目、これが非常に重要な点であるが、日弁連と弁護士会との連携や日弁連の弁護士会に対する支援についてである。在留技能労働を含む外国人の問題を含め、全国的に展開が求められる法的サービスがある。これらを拡充していくためには、各弁護士会が、当該地域における外国人や企業に対する法的サービス、これを拡充していく必要がある。日弁連は、各弁護士会の環境整備を効果的に支援できるよう、体制を整備していく。

本宣言は、以上述べたような各取組を弁護士会と連携して強化し、グローバル化・国際化の中で求められる法的サービスの拡充、アクセスの向上を更に積極的に推進することを宣言するものである。以上、よろしく御審議いただくようお願い申し上げます。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

議長は、質疑がないことを確認し、直ちに討論に入る旨宣した。

高貝亮会員（静岡県） 「本宣言案に賛成の立場から討論させていただく。昨年青森の人権擁護大会の宣言において、多文化共生のために、国と自治体に対して、全ての外国に

ルーツを持つ方々が、その人権を等しく保障され、全ての市民が共生できる、そのような社会を実現するための施策を求めている。

これに対応して、昨年12月の閣議決定で政府は、包括的な共生のための施策のプランを出し、その中で特に注目に値すると考えたものとしては、全国の都道府県及び集住都市に総合相談のワンストップセンターを設置して、外国人の方々に寄り添って対応していくという施策がスタートしている。この4月、5月、6月辺り、全国約40か所でそういったものがスタートする。静岡県内では、浜松市の浜松国際交流協会と静岡県国際交流協会において、弁護士会も連携して法律相談を設けて、また、そこに上がってきた案件について、必要があれば、弁護士が受任して対応できる体制を採っている。

全国の弁護士会の中では、そのような形で、弁護士会と国際交流協会、自治体等の連携がきちっと取れていて、必要な案件がちゃんと弁護士につながれるということもあるが、多くの地域の国際交流協会の方からはなかなか地元の弁護士会とつながれていないと聞く。相談を受けるのはいいけれども、それをどう解決していいか分からないので、聞くだけになってしまうという悩みを抱えておられるところが多数あるように聞いている。

そのようなことでは、せっかくこのワンストップの相談センターが立ち上がっても、十分に機能することができない。弁護士会としては、待っているのではなく、そういった国際交流協会とか自治体の総合相談センターに弁護士会の方から働き掛けることも含めて、連携をきちっと取って必要な案件に弁護士が関与できるように、そういうリーガルアクセスの確保を実現していくことが重要だと考えている。

そのためには、全国の弁護士会に外国人の人権に関する委員会なり、部会といったものが設置されて、また、そういった弁護士会同士の連携とか、必要な情報交換ができるよう日弁連としても必要な体制をきちっと整えるということが必要と考えている。その意味では、7月17日に予定いただいているこの総合相談センターの対応のための全国の協議会は、大変意義深いものだと思うが、その1回にとどまらず、これから継続的にそうした弁護士会間、あるいはその支援する弁護士間の連携がきちっととれるような対応体制を整備していただくとということを含めて、本宣言案に賛成する。」

新田裕子会員（栃木県） 「この宣言案に賛成の立場から意見を述べる。私は、栃木県宇都宮市内で中小企業の海外展開支援を中心に業務を行っている。本日は、海外展開に挑戦する地方の中小企業と日々接している立場から意見を述べさせていただきます。

まず、地方にどれだけ海外展開をしている中小企業があるかということだが、これは確実にある。例えば、栃木県について、平成30年度の県の国際経済交流調査によると、県内に立地する事業所1,000社を対象に行った調査の結果、回答のあった約半数の企業のうち53.5%の会社が輸出入の実績があるということであった。これは、単純化すれば、私たちのクライアントとなり得る中小企業の2社に1社は輸出入という形で海外展開をしていることになる。

次に、このような中小企業に対する法的支援であるが、特に地方においてはこれが十分になされているとは言えない。私がこれまでに受けた相談の中でも、英語の契約書をきちんと読まずにサインしてしまい、後から不利な条件があったことが分かったケース、合弁

契約等の契約の締結がないまま外国の企業に資金だけを提供してしまい紛争になったケースなど、弁護士による法的サポートを受けてしかるべき案件なのに、これがないままビジネスだけが進行してしまい、問題となったケースが多々ある。

このように中小企業が海外展開をする中で法的トラブルを抱えてしまう原因の一つは、中小企業の身近に、海外展開について相談をすることができる弁護士がいないことであると思われる。時間とコストを掛けて、都市部の法律事務所まで相談に行くことのできない中小企業が、弁護士による支援を得ることのないまま、国際取引という舞台に裸で飛び込み、結果的にトラブルに遭ってしまっている。

このような状況の中、個々の弁護士が、このような支援を可能とするために、研鑽を積みまなければならないのはもちろんであるが、全国的な支援の体制を作った上で、関係機関との連携などしながら、全国の中小企業に対して支援体制の存在をアピールすること、また、海外展開を担う人材を会員向けの研修等を行うことにより育成することが必要であり、これらは日弁連だからできること、日弁連でなければできないことであると考えます。

中小企業は、地方に根差した存在である。地域の雇用、技術、プライドを支える存在である。日本は、各地方の総合体であり、各地方の中小企業の元気が日本の元気を支えている。地方の中小企業にとっては、一つの海外展開が、社運を懸けた一大プロジェクトであり、死活問題であることが少なくない。

弁護士として、このような中小企業の前向きな挑戦を支えることには、大きな意義があると考えます。以上により、宣言案に賛成する。」

議長は、他に討論がないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨宣した。

挙手による採決の結果、第7号議案 宣言・決議の件「グローバル化・国際化の中で求められる法的サービスの拡充・アクセス向上を更に積極的に推進する宣言（案）」は、賛成多数により可決された。

〔第7号議案〕 宣言・決議の件「少年法の適用年齢引下げに反対し、諸団体等と連携してこれに取り組む決議（案）」

議長は、第7号議案「宣言・決議の件」のうち、「少年法の適用年齢引下げに反対し、諸団体等と連携してこれに取り組む決議（案）」を議題に供した。

近藤幸夫副会長から次のとおり趣旨説明がなされた。

少年法適用年齢引下げに反対し、各会と連携して、これに取り組んでいく決議について、その趣旨を説明させていただく。

現在法制審議会に少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会が設置されており、そこでは少年法の対象年齢を18歳未満とすることが審議されている。

本決議は、日弁連としてこの総会決議によって少年法の適用年齢引下げは適当でないということを明確に発信し、その意思を表明するものがある。部会の検討は、公職選挙法における選挙権の年齢、あるいは民法の成年年齢の引下げを契機とするものである。

現行少年法は、全件送致主義、家庭裁判所調査官、鑑別所等により、少年の資質、環境に起因するハンディについて科学的な調査を行い、その鑑別の結果を踏まえて、20歳未満の少年についてそれぞれにふさわしい処遇を決定してきた。

そこでの細やかな福祉的・教育的な鑑別手続によって、少年たちの更生、社会への適応、自立を支援してきたものである。犯罪白書の統計から申し上げると、少年犯罪は、ここ14年、更に長い期間、数的には大幅に減少している。

そしてまた、凶悪な犯罪についても減少しており、少年犯罪、少年非行が改善していることは、統計上明らかであり、現行少年法が有効に機能していることについては、先ほど申し上げた法制審の部会においても、共通の理解として議論の前提になっている。

そうであれば、少年法の引下げの立法事実はないと考えられるが、部会では、民法の成年年齢が引き下げられたことを理由として、少年法の適用年齢についても、引き下げざるを得ないといった方向の議論が大勢となっている。

しかしながら、議案書にもあるように、個々の法律の適用年齢等について、その法律の立法趣旨、目的から考えるべきことは当然である。

18歳、19歳で逸脱行為に至った少年については、成長発達のために、特別の支援を必要とする現実がある。現行少年法によって、少年審判を受けている少年のうち約40%、鑑別所送致では44%、少年院送致で50%もの大きな割合を18歳、19歳の年長少年が占めている。

今、年齢を引き下げて、18歳、19歳を少年法の適用から除外してしまうと、ほぼ半数を占める少年たちが、少年法の適用から外れて、一般成人と同じ、刑事手続でもって処遇を受けるということになる。

そうなると、それらの件について、家庭裁判所調査官の調査の余地がなくなってしまう。

現在は、家庭裁判所調査官による調査等により細やかな処遇がされているものが、少年法の適用外とされた場合には、執行猶予、罰金、起訴猶予という処分によってそれ以上何らのケアをされることなく手続が終わってしまうことになる。これに対して18歳、19歳の者に対しても保護処分的な保護観察ができるような制度が検討されているが、家庭裁判所での調査を前提としない保護観察による十分な効果が期待できないのは明らかである。また、起訴猶予となった年長少年に対して、家庭裁判所での10日間の調査によって保護処分を課すことも検討されているが、教育的措置の効果が上がるか疑問である。更に罰金刑についても保護観察付き執行猶予を拡大していくという議論もあるが、いずれも実効性がなく、理論的にも問題がある。

これまで日弁連は2015年、2018年の意見書でもって明確に反対してきた。審議会での議論が制度に対してきちんと検討することなく、少年法の適用年齢引下げありきで進んでいる状況に対して、少年司法の現場に関わる研究者、現場の技官、調査官といった各方面から反対意見が広がってきている。

教育的な効果が大きく減殺される、あるいは今後の社会に大きな禍根を残す、さらに、

専門の技官、医師からは、必要な支援や治療につなげるという機能を失うことになって、再犯防止にとって有効でないといった明確な意見が出てきている。

これらを受けて、各会の懇談会、院内集会などにおいて活動を行ってきたが、そこでも与党を含めて、問題点が多く慎重に検討をする必要がある、という認識が広がってきている。

今回の少年法の年齢引下げについては、やはり強く反対していくしかない。それが、少年法、子どもの問題に関わってきた日弁連の責任、責務であると考えているものである。

本制度の意義を十分御理解いただき、本決議に多くの御賛同いただくようお願い申し上げます。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

岡島実会員（沖縄） 「民法の成年年齢を引き下げるという法律が成立して、2022年から施行されるという状態になっており、この点との関係について決議案の提案者がどのようにお考えか質問させていただきたい。

1点目の質問の共通の問題意識は、民法の成年年齢の引下げと今回の少年法の適用年齢の引下げに反対することとの関係をどのようにお考えなのかという点である。

第1に、この民法改正によって成人とされる18歳、19歳の人たちの規範意識の形成についてどのようにお考えか。法務省の民法改正に関する趣旨説明によれば、民法の成年年齢引下げの意義は、18歳、19歳の者の自己決定を尊重し、社会参加を促すことにあるとされているが、この法務省の説明に関する決議案提案者のお考えをお教えいただきたい。

第2に、この法務省の説明を前提とすれば、刑事手続の面でも成人と同様の責任を負うことが、こうした人たちの社会に対する責任の自覚を促し、自立性と社会参加を促進する上で積極的な意義があるのではないかと考えられるが、この点についての提案者のお考えをお教えいただきたい。

2点目は、諸外国との比較の観点からの質問である。私法上の成年年齢と刑事手続との関係についての諸外国の例については、調査がいろいろとなされており、私の調べたところでは、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、カナダ、ロシア、中国、韓国、こういった国々の例について見てみると、いずれも私法上の成年年齢と刑事手続上の成人とは同様の扱いを受けるとされていて、かつ、その年齢は、韓国は19歳で例外であるが、いずれも18歳とされている。

そこで第1に、この諸外国において、私法上の成年年齢と刑事手続上の成人としての扱いを受ける年齢とを一致させているのは、どのような趣旨に基づくとお考えなのかという点についてお考えをお教えいただきたい。

第2に、諸外国の例について、私法上の成年年齢と刑事手続上の年齢を一致させていることによる弊害はあるか。

第3は、そのような諸外国例と異なる法制を採る特殊な事情が我が国にあるか、あるとすればそれはどのような事情か。

大きな3点目だが、少年法の適用年齢引下げについての世論について、どのようにお考えか。少年法の適用年齢引下げに関して、各種の世論調査では、おおむね80%以上の高い割合で賛成する傾向が示されている。

第1に、このように賛成の意見が圧倒的に多いことの理由を決議案提案者は、どのように分析しているか。

第2として、18歳、19歳の者に刑事手続面でも成人としての責任を負うことを自覚させることが犯罪抑止につながるという意見について、決議案提案者の御見解をお教えいただきたい。」

近藤副会長 「1点目、18歳、19歳の者について、自己決定を尊重し、社会参加を促すことに民法の成年年齢引下げの意義があるのではないかということについては、そのとおりだと思っている。

2番目の刑事手続の面でも、成人と同様に責任を負うことに積極的な意義があるのではないかという御指摘だが、少年の中には多様性があり、素質と環境によってハンディを抱え、ケアを必要とする少年の層があるわけであるから、一律的な理解はできないと考えている。

次の2点目の質問であるが、諸外国との比較の点について、御指摘のように刑事の成年年齢について、18歳を基準とする立法例が多いことは承知している。ただ、その場合にも、18歳、19歳の年長少年については、18歳未満の少年と同じような扱いをするという立法例が広がっているというのも事実である。

それは、18歳、19歳の少年たちの中にやはり未熟で環境、素質によって、しっかりケアを必要としていく、サポートを必要としていく、そういった層が相当数にあるという事実があるからである。

第2の点について、諸外国の例で私法上の成年年齢と刑事手続上の年齢を一致させていることによる弊害はあるかということだが、今申し上げたように、18歳、19歳を18歳未満の少年と同じように扱っていくという立法例が広がってきている。弊害とは言えないかもしれないが、18歳及び19歳の者について適切なケアをしていく必要性があるという現実があると理解している。

第3の点について、我が国において諸外国と異なる法制を採る理由があるか、あるとすればどのような事情かという点については、日本の少年司法が諸外国から非常に評価されているという事実があり、また諸外国としても18歳及び19歳の者について少年と同じような処遇にする動きがある中で、諸外国でも日本でも18歳及び19歳の者に支援的な処遇を必要とする現実があるという点を御理解いただきたい。

3点目の質問について、厳しい世論がまだあるが、世論には十分少年司法の制度が御理解いただけてないと認識している。逆送制度があり、18歳、19歳の者でも死刑があり得ること、この10年間の少年法の改正によって、相当程度厳罰化されたこと、少年の犯罪が非常に良好な状態になっているということなど十分御理解いただけていない。そういった点について、弁護士会が専門家、研究者等と連携して、きちっとお伝えをしていく必要があると認識している。

次に、18歳、19歳の者に、刑事手続面で成人としての責任を問うことが犯罪の抑止につながるのではないかという御指摘もあった。

極めて凶悪、重大な事件については、逆送等で一般成人と同じ手続で手続が行なわれているし、18歳、19歳の者に一般の成人と同じ刑事手続を適用するだけで、犯罪の抑止につながるとは一面的には言えないと考えている。むしろ少年法の今の制度を維持し、これを活用することでこそ、本人の更生とそれから犯罪の抑止につながると理解している。」

議長は、他に質疑がないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨宣した。

池田良太会員（京都） 「本決議案に賛成の立場から意見を述べさせていただく。先ほど、提案者から現行の少年法は有効に機能しているというお話があったが、私の経験からもそのとおりだと思っている。事件を起こしてしまった18歳や19歳の少年が、少年審判手続の中で立ち直り、成長する姿をたくさん見てきた。

残念ながら我が国は、一度失敗するとやり直しがききにくい社会である。世間における失敗の典型例は、前科であり、前科者の烙印は人生にとって大きなハンディキャップとなる。少年事件のまま処分されれば、前科の烙印を回避できる。18歳、19歳での失敗に前科の烙印を押し、若者の再チャレンジの機会を狭めてしまうことは、本人にとって不利益であるだけではなく、社会にとっても損失であると思われる。

18歳、19歳での失敗によって将来の可能性を狭めないためにも、少年法の適用年齢は引き下げるべきではないと考える。

報道によると、昨日、6月13日に15の諸団体が法務大臣等に対して現行少年法の維持を求める要望書を提出したとのことである。日弁連だけでなく、少年司法に関わる様々な団体が、年齢引下げに反対しているという事実を世間に広く広める必要があるし、国会議員にも知ってもらふ必要がある。

私は京都弁護士会の副会長を務めているが、京都弁護士会では2015年に少年法の適用年齢引下げに反対する会長声明を公表し、本年1月に改めて少年法の適用年齢引下げに、再度反対する会長声明を公表した。

そして、本年3月には、理事者及び子どもの権利委員会の委員が、京都選出の国会議員の全ての事務所を訪問して、議員本人又は秘書に対して、少年法の適用年齢を引き下げるべきではないことを訴えた。

はじめは怪訝な顔をする国会議員でも、実態をしっかりと説明することで問題をきちんと理解してくれているという実感が与野党問わずある。日弁連においても、本決議案を承認し、この決議をもって与野党問わず全ての国会議員に働き掛け、少年法適用年齢引下げを阻止すべきであると考えている。」

議長は、他に討論がないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨宣した。

挙手による採決の結果、第7号議案 宣言・決議の件「少年法の適用年齢引下げに反対

し、諸団体等と連携してこれに取り組む決議（案）」は、賛成多数により可決された。

〔報告事項 2〕 特別報告の件

議長は、報告事項 2 「特別報告の件」として、「憲法問題をめぐる情勢に関する件」を議題に供した。

難波幸一副会長から、次のとおり特別報告がなされた。

憲法に関する情勢について報告をさせていただく。憲法改正問題については、2017年5月の憲法記念日に自民党の安倍晋三総裁が、憲法9条1項及び2項は残しつつ自衛隊を憲法に明記する憲法改正構想を公表した。

また、翌2018年3月には、自民党大会において、自衛隊・緊急事態・合区・教育のいわゆる4項目について、たたき台素案、条文イメージが公表された。自由民主党では、現在、衆議院憲法審査会で継続審議となっている憲法改正手続法、いわゆる国民投票法の改正案を早期に成立させ、先ほど申し上げたたたき台素案に基づく4項目の憲法改正案を憲法審査会に提示し、議論を行うことを望んでいるが、野党は、憲法改正手続法改正案の審議に入ることに抵抗している。この憲法改正の発議に向けた動きは更に続くということが予想され、これに対して当連合会としての適時適切な対応が求められるわけである。

また、自衛隊は安保法制が施行されて3年間の間に、その装備を拡充し、安保法制に基づき新たに付与された任務や権限に基づく活動を積み重ねてきている。ところが、このような実態は必ずしも国民に十分に知られていない状況である。

憲法改正に賛成、反対、そのいかに問わず憲法改正についての論議を行うためには、自衛隊の実態を十分に踏まえた議論が求められている。このような情勢を踏まえて、改めて憲法改正手続法と自衛隊明記案に対する当連合会の見解を確認するとともに、併せて今後の取組等について御報告させていただく。

衆議院憲法審査会では、憲法改正手続法改正案が継続審議となっている。この改正案は、既に公職選挙法での改正が行われた投票環境を向上させる7項目についての改正手続を憲法改正手続法においても行おうというものである。

これに対して野党は、更に国民投票運動におけるテレビ・ラジオの有料広告放送の規制に関する問題も議論する必要があるとして、本年5月9日には、衆議院の憲法審査会において、同問題について民間放送連盟、いわゆる民放連の幹部を参考人として招致して、意見聴取や質疑を行うなど、今国会で初めて実質審議を行った。

報道によると、今国会中には憲法審査会が更に審議し、国会で採決をする予定はない。

当連合会としては、この憲法改正手続法に関して、これまで8項目の問題点を指摘して、その改正を求めてきた。特にテレビ・ラジオの有料広告放送の規制問題と最低投票率の問題について、本年1月18日付けで意見書を公表した。その内容の概要は次のとおりである。

まず、テレビ・ラジオを使用した有料広告の放送については、憲法改正案に対する賛成意見及び反対意見の公平性を確保するために、放送事業者の自主的な規律を尊重した上で、国民投票運動のための有料広告、いわゆる勧誘CMに対する国民投票期日前14日間の禁止期間を更に延長すること、意見表明のための有料の広告放送、意見表明CMと言われるものであるが、これを勧誘CMと同様の禁止期間にすること、この2点について法的規制の必要性を検討し、必要性を認めるときには、憲法改正手続法を改正すべきであるということである。

また、テレビ・ラジオを使用した公費による憲法改正案の広告のための放送についても、国民投票の際の憲法改正案の賛否に関する公平な判断材料を国民に提供するため、国民が視聴しやすい時間帯に必要かつ十分な量の放送枠を確保する規定を設けることを提案している。

さらに、国民投票が成立するための最低投票率の規定を憲法改正手続法に新設すべきであって、その割合は全国民の意思が十分反映されたと評価するに足るものでなければならないという意見を述べている。

当連合会の意見は、放送事業者の自主的な規律を尊重した上で、これらの事項についての法的規制の必要性を検討すべきであるというものである。公権力による表現の自由に対する規制は抑制的なものでなければならないということからすると、法的規制の必要性については十分に検討されるべきである。

したがって、憲法改正手続法の議論、審議において、当連合会が指摘している問題点について十分かつ慎重な審議を行うことを求めている次第である。

次に憲法改正そのものについてであるが、いわゆる自民党の自衛隊明記案については、昨年2018年5月25日の定期総会において、「憲法9条の改正議論に対し、立憲主義を堅持し、恒久平和主義の尊重を求める立場から課題ないしは問題を提起するとともに、憲法改正手続法の見直しを求める決議」を採択している。

この決議は、自衛隊等明記案に対し、二つの課題ないしは問題を提起している。第1点は恒久平和主義の観点からの問題提起である。自衛隊等明記案では、海外における武力行使及び集団的自衛権の行使を禁止するというこれまで憲法9条が果たしてきた憲法規範としての機能が減退ないし喪失し、必要な自衛の措置として存立危機事態はもとより、それ以外の場面でも集団的自衛権の行使が容認されるという危惧が生じるところである。

そうであれば、政府がこれまで維持するものとしてきた専守防衛政策に根本的な変化をもたらしかねず、日本国憲法の恒久平和主義の内実に実質的な変化を生じさせるおそれがあるのではないかという問題意識である。

2点目は、立憲主義の観点からの問題提起である。自衛隊等明記案は必要な自衛の措置としての武力行使の限界の判断が、内閣又は国会に委ねられるというつくりになっている。また、自衛隊の行動に対する国会の承認その他統制の具体的な内容は、これも憲法ではなく法律に委ねられている。

こうしたことから、自衛隊の行動に対する実効性のある統制を実現することに疑義が生じ、権力の行使を憲法に基づかせ、国家権力を制約し、国民の自由と権利、基本的人権を保障するという立憲主義に違背するおそれがあるのではないかという問題点である。

このように自衛隊等明記案には、立憲主義、基本的人権の尊重、恒久平和主義など日本国憲法の理念や基本原理に深く関わり、日本の国の在り方の基本を左右する課題ないしは問題が含まれているということで、自衛隊等明記案の問題についての情報が、国民に対し多面的かつ豊富に提供され、国会の審議や国民の間に十分な検討をする時間が確保されるなど、国民が熟慮できる機会が保障されるべきであるということを日弁連の決議で求めた次第である。

この定期総会決議を受けて、各地の弁護士会でも自衛隊等明記案に対して決議あるいは会長声明などが公表されている。当連合会で現段階において把握している限りでは現在自衛隊等明記案に対する決議、会長声明などを公表した弁護士会あるいは弁護士会連合会は計28会である。このうちの20会は当連合会の昨年の総会決議と同様に、その問題点を指摘するという趣旨になっている。また8会では、自衛隊等明記案に反対という意見を表明している。

また、各地の弁護士会は、自衛隊等明記案に対して様々な工夫を凝らした活動を展開している。例えば、自衛隊等明記案に対する賛成論者と反対論者による討論会、意見の異なる国会議員を招いた討論会を開催するなど、市民に多角的な観点から情報提供を行う試みがされている。

それから、高校生が参加するシンポジウムを開催したり、あるいは元自衛隊員、元防衛官僚、自衛隊に詳しいマスコミ、新聞記者などを招いた講演も行われている。自衛隊等明記案を国際法の視点から分析するシンポジウムを開催した弁護士会もあった。

また、弁護士会の中では定期的な街頭宣伝やパレードなどで、自衛隊等明記案に対する弁護士会の見解を市民に伝える活動も活発に行われている。当連合会でも、市民向けパンフレット「弁護士と一緒に考えてみませんか 自衛隊や自衛の措置を憲法に書き加えても何も変わらないの？」というパンフレットを作成した。これを街頭宣伝やシンポジウムなどで配布したり、学習会や講演会のテキストとして用いたりするなど様々な活用が期待されている。

また、広く憲法への関心を持ってもらうため、この間に憲法をテーマにしたポスター展やポエムコンテストなども開催してきた。

今後の取組であるが、今後憲法審査会などで憲法改正手続法とともにたたき台素案の審議が始まる可能性がある。同素案に関する緊急事態条項については、日弁連では2017年2月17日付けで日本国憲法に緊急事態条項を創設することに反対する意見書を公表した。合区、それから教育に関する条項についても、現在憲法問題対策本部内で検討を行っているところである。

憲法改正問題を市民が考え、その是非を検討するためには、憲法に明記される自衛隊の実態を十分に把握する必要があるということも先ほど申し上げたとおりであるが、現在の自衛隊の状況を見てみると、装備に関しても強化が進められ、防衛予算は2012年から毎年右肩上がりとなっており、本年度の予算では5兆2,574億円と過去最高を示している。

また、この間、アメリカやそれ以外の国々との共同訓練も重ねられている。PKOとして南スーダンに派遣されている自衛隊に対して、駆け付け警護あるいは宿营地共同防護の

任務も付与して、そのための武器使用権限を認めた閣議決定がなされた。

また、PKOに加えて、エジプト・シナイ半島でイスラエル、エジプト両軍の停戦監視活動をする多国籍部隊監視団の司令部要員として、自衛隊員二人が派遣されるという実施計画についての閣議決定もなされた。

これは、いわゆる安保法制で新設された国際連携平和安全活動として行われるものである。これらに関しては、日本の防衛政策の柱であった専守防衛に反するのではないかという議論もされているところである。

ところが、こうした自衛隊の実態、現状というものが、必ずしも国民、市民に十分に知られているとは言いがたい。したがって、当連合会の定期総会決議が指摘した問題点を考える上で、これらの実態についても市民に広く知っていただくための活動が必要ということになる。

今後予想される憲法改正問題について、立憲主義を堅持し、基本的人権の尊重、恒久平和主義、国民主権という憲法の基本原理の尊重を求めるという立場で、弁護士会が適時適切に対応できるよう会員の皆様の御理解、御協力をお願い申し上げて、報告とする。」

議長は、平成30年度会務報告及び特別報告に関する質疑に移る旨を宣した。

議長は、質疑がないことを確認し、質疑の終了を宣した。

議長は、全ての議事の終了を宣した。

菊地会長から、次のとおり挨拶があった。

長時間にわたり充実した審議をやっていただき感謝申し上げる。

グローバル化・国際化に関する宣言にはいろいろ盛り込んでいるが、一つ一つやっていたかなければいけない。少年法の適用年齢引下げ反対についても、今後議員の一斉要請等運動を強めていきたいと思っている。

谷間世代への給付金に関する議案について、いろいろ御議論いただいた。国に対して働き掛けを行うという問題について、今日議論をいただいたいろいろな仕組み、事業についても、併せてこれから頑張っていきたいと考えている。

7月から弁論大会、各種シンポジウム、人権擁護大会で各地にお邪魔することになるが、その際にディスカッションの機会があると思う。

最後に皆様方の御協力に感謝申し上げます。

以上をもって全ての議事が終了し、議長が散会を宣し、第70回定期総会は閉会した。

以上

(調査室囑託 田村彰浩 藤井直孝)